

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 平成28年9月7日(水) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 22名
- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 藤田尚美君 |
| 2番 | 秋山泉君 |
| 3番 | 尾野政子君 |
| 4番 | 伊藤裕一君 |
| 5番 | 長田麻美君 |
| 6番 | 山本伸子君 |
| 7番 | 杉森弘之君 |
| 8番 | 須藤京子君 |
| 9番 | 黒木のぶ子君 |
| 10番 | 甲斐徳之助君 |
| 11番 | 池辺己実夫君 |
| 12番 | 守屋常雄君 |
| 13番 | 市川圭一君 |
| 14番 | 小松崎伸君 |
| 15番 | 石原幸雄君 |
| 16番 | 遠藤憲子君 |
| 17番 | 鈴木かずみ君 |
| 18番 | 利根川英雄君 |
| 19番 | 山越守君 |
| 20番 | 板倉香君 |
| 21番 | 柳井哲也君 |
| 22番 | 中根利兵衛君 |
1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 惠美子 君
監査委員事務局長	土 井 清 君
農業委員会 事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総務部次長	小 林 和 夫 君
市民部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長	梶 由紀夫 君
経済部次長	小 川 茂 生 君
建設部次長	岡 野 稔 君
建設部次長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	滝 本 仁 君
庶務議事課長	野 島 貴 夫 君
庶務議事課長補佐	中 根 敏 美 君
庶務議事課長補佐	飯 田 晴 男 君
書 記	飯 村 彰 君

平成28年第3回牛久市議会定例会

議事日程第3号

平成28年9月7日（水）午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長（市川圭一君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長（市川圭一君） 初めに、21番柳井哲也君。

〔21番柳井哲也君登壇〕

○21番（柳井哲也君） おはようございます。創政クラブの柳井哲也です。

大きく2点について通告書順に従って質問をさせていただきます。

まず、「イズミヤ撤退」対策についてであります。質問内容がきのうとダブってしまいましたが、これから先、どのようにやっていくか、よりよい形で進んでいくようにということを中心に質問をさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

牛久市の発展は、明治29年の常磐線の開通に始まります。翌明治30年、神谷傳兵衛さんは購入していた女化原120町歩のうちの40町歩にブドウ園を開き、その後ワインの醸造場、貯蔵庫をつくり、明治36年にはシャトーカミヤのシンボルとして事務所を建設、牛久市の礎をつくってくれました。その後も東京のベッドタウンとして今日の牛久市に発展してきたことは、皆様御承知のとおりであります。

常に常磐線牛久駅を中心に牛久は発展してきたという歴史がございます。現在、牛久駅西口のエスカード牛久は、牛久市の顔とも言うべき存在であります。牛久市を活性化するにはどうしたらいいのか、そういう大きな命題に対していろいろ考えられるものの、結局は牛久駅を中心とする市街地の活性化、それが第一の目標となるわけであります。

そんなわけで、これまで牛久市はワインビレッジ構想を立ち上げるなどして、エスカード牛久を活性化させるため、4階にはエスカードホールを、2階には総合案内所を開設する、そういうことをやるとともに、駅東口のロータリーを車優先から歩行者優先に変更し、市民が楽し

める広場を設置するなど、一生懸命努力したところであります。

しかし、来年1月末にエスカード牛久のキーテナントの全面撤退ということになり、ここ数年間予想はしていたものの、牛久市の歴史にとって経験したことのない極めて厳しい試練に遭遇しております。キーテナントがいなくなれば、客数は大幅に減少してしまいますし、ほかのテナントの売り上げも減少し、利益も大幅に減少するという悪循環に陥ってしまい、結局は専門店の持続も難しくなってくるのではないのでしょうか。

エスカード牛久の商店会全体がおかしくなりますと、牛久市の顔であるだけにその影響ははかり知れません。

そこで質問です。

まず第1番、牛久市はイズミヤの撤退通告に対してどのような対応をしてこられたのか。

きのうの同僚議員の質問に対し、イズミヤの方針が示されていないということですが、撤退予定日が4カ月弱に迫っている中で、待ちの姿勢でいられる余裕はなくなっています。かわりの小売業者を必ず探すことを条件にしているのか。それとも、ただ撤退するだけで、条件などの提示はしていないのか。牛久市としてそういうお願いはしたのかどうかについて、まずお聞かせください。

第2番目の質問であります。撤退後、来てほしいデパートや量販店や専門店などを現在どのように募集しているのか。つくば市の西武を初め、国内の大手の小売業者はここへ来て軒並み閉店するという報道が続いていますが、地方の小売業者の中には、関東進出、東京進出などを狙っているという記事もあり、元気な小売業者の募集活動を強力に推し進めていただきたいという思いがあります。そのような募集活動、まだやっていないのか、あるいは、誰がどのように行っているかについてお答えいただけたらと思います。

3番目の質問です。キーテナントをしっかりと見つけ、牛久市の中心部から発展していくような体制を何としても構築していくべきですが、万一それがかなわなかった場合どうするのか、その対応、あるいは活用について考えておくことも必要かと思えます。そのことについてお考えをお聞かせください。

大きく2番目の質問であります。

野球場の効果的な活用ということで質問をさせていただきます。

牛久市に公式戦のできる野球場ができましたが、その利用や効果について、できる以前とできた後で大きな違いがあるのではないのでしょうか。公式戦のできる本格的な野球場ができたということで、その効果について非常に関心を持っております。そこで質問であります。

第1番目の質問、牛久市の野球場の利用がこの建設によってどのように変わったのか。まずその実績についてお聞かせください。

第2番目であります。公式戦のできる野球場として、高校野球は全ての対戦が呼べるものと思っていたら、そうではなかったのかという市民の声もあり、今後の課題として観覧席増設などの計画がありましたら、市当局のお考えをお聞かせください。

3番目であります。2019年の茨城ゆめ国体には、軟式野球大会が牛久会場で行われます。また、翌年の2020年には、女子ソフトボールが東京オリンピックの種目になります。私は、この公式戦のできる牛久の野球場を最大限に活用して、野球関係者や野球指導員などをさらに充実させることによって、牛久市主催の、例えば全国軟式野球大会とか、全国女子ソフトボール大会などが毎年開催できるようなまちにしていきたいと考えます。

もちろんすぐには無理としましても、市内の中学校対抗の大会、さらには県南の大会、県大会、関東大会、全国大会というように、役員や指導員の育成と一緒に、そういう企画も進めていけたら、やがては牛久市にもすばらしい選手がたくさん出てくるものと思います。

また、交流人口が増加すれば、牛久市商店街の売り上げや利益にも大きく貢献するものと考えます。市当局の中・長期にわたっての計画、ありましたらお聞かせください。

4番目であります。魅力あるすばらしいイベントが開催され、現在の応援席や観覧席がいっぱいになるような企画が次々とされていけば、やがては理想的な観覧席も増築できるようになるのではないかと考えます。

行政区対抗の野球大会もこれまでやってこられたと思いますが、さらに関係者の御支援をいただいて、充実した大会にすることによって、観覧席が牛久市民でいっぱいになるような企画、そういう考えがありましたら、改めてお聞かせいただけたらと思います。

以上、大きく2点についての質問をよろしくお願いたします。以上です。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、野球場の効果的な活用ということで御回答いたします。

「硬式野球場建設後の実績と計画は、どのようになっているか」についてお答えいたします。

牛久運動公園野球場は、「公式規格の野球場として認定される施設」で、「硬式高校野球県大会が開催できる設備を備えた野球」であります。また、平成23年度から継続的に改修工事を行ってまいりました。

このたび、平成28年3月に有料試合が開催できる公式規格を満たし、あわせて平成31年10月に開催する茨城国体軟式野球競技を開催する条件を満たす仕様となりました。そして、第1期工事が完了し、4月にはリニューアルオープンいたしました。

4月からの実績といたしましては、プロ野球イースタンリーグ公式戦、市野球連盟主催の各種大会、茨城県高校野球連盟主催の高校野球大会、少年野球などさまざまな大会が開催され、

現在8月までの利用者は1万3,348名となっております。リニューアル前の平成26年度の同期間と比較しても約3,700人の利用増となっております。既に多くの皆様に御利用いただいているところでございます。

今後の改修計画といたしましては、高騰した建築費が落ちつくと思われる東京オリンピック以降、第2期工事として1塁側・3塁側観覧スタンドの増設や防球ネット工事、またメーンスタンドの屋根の整備工事などを行い、さらに多くの皆様に利用していただき、多くの大会が開催されるようになっております。

今までの多くの茨城全国大会においても牛久の地が利用され、また、高校野球春季県南大会でも牛久の地で開催されます。また、首都大学野球部の一部がこの、今月半ばにも開催されます。こういう意味でも非常に茨城県下でも注目された球場であるということも、私たちは認識しております。また、その多くの人に御助力いただきましたことを改めてこの場において感謝を申し上げたいと思います。以上です。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 柳井議員から御質問いただきました「イズミヤ撤退対策」について、お答えをさせていただきます。

御質問1点目につきましては、「牛久市はイズミヤの撤退通告に対してどのような条件を提示しているのか」ということでございますが、これまでの経緯につきましては小松崎議員の御質問にもお答えをさせていただいたとおりであり、ことしの7月15日にイズミヤ社長が市役所を訪れ、平成29年1月末にエスカードビルから完全撤退をする旨の表明をしております。

イズミヤの撤退は、駅周辺の空洞化、中心市街地の衰退、ひいては牛久市全体のイメージダウンにつながり、まちとしての活気を失う大きな要因となることから、新しい出店者を誘致していただけるようイズミヤに強く要請をしているところでございます。

次に、御質問の2点目でございますが、「撤退後、来てほしいスーパーマーケットや専門店を現在どのように募っているのか」ということでございますが、守屋議員の御質問にもお答えをさせていただきましたが、9月1日より市の職員2名を専属配置し、エスカード対策室を設置して体制を強化し、牛久都市開発株式会社とともに作業を進め、早期に新しい事業者が誘致できるよう努力をしておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、御質問3点目の「テナントが見つからなかった場合の活用」についてでございますが、小松崎議員の御質問にもお答えをさせていただきましたが、イズミヤが自社保有している地下駐車場と1階・2階・3階のフロアに関する最終的な扱いについて、まだ御回答をいただけない状況にありますので、賃貸借フロアも含めまして、今後、さらに情報収集に努め、判断してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。以

上でございます。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） では、私のほうからは、野球場の効果的な活用の中での、まず全国的な大会の開催による選手育成等についての御質問にお答えいたします。

議員御提案のような市主催の全国的な規模の大会を開催することで、市内の小学生・中学生が競技レベルの高い試合を観戦し、自身のスポーツ活動の刺激となり、またこれが指導者にも波及するというので、高いスポーツ技術の向上につながり、今後も牛久市から全国水準の選手が育成されることが期待できますので、この野球場施設のさらなる活用策として検討してまいりたいと思います。

また、観覧席が牛久市民でいっぱいになるような企画につきましては、「野球を見る」という観点から、さきに行われましたプロ野球イースタンリーグの公式戦や、今年、9月17、18日に予定されております首都大学野球リーグ一部公式戦、現時点ではまた開催が見送られておりますが、高校野球の夏の公式戦などのように、ふだんは間近で見ることができない試合の開催を誘致したり、元プロ野球選手による野球教室のような、子供から大人までが参加できるイベントを、各関係団体と協議の上、開催できるよう努力してまいります。

なお、春の選抜高校野球大会の推薦出場にもつながります秋季高校野球県大会の地区予選、これが9月9日、あさってから11日の予定で牛久運動公園野球場で開催されますので、ぜひごらんいただきたいというふうに思います。

また、4月24日に開催されましたイースタンリーグ公式戦のロッテマリーンズ対DeNAベイスターズ戦では、市内の7つの業者が球場入り口周辺に出店いたしまして、食品や飲み物を販売し、売れ行き好調で完売というような状態になるなど、集客性の高い野球イベントの開催により、市内の商工振興においても、大きな経済的効果が期待されます。

また、野球だけではなく、市主催によるさまざまなイベントにつきましても、野球場において開催できるもの、開催することにより効果的な集客が見込める企画につきまして、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解、御協力のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（市川圭一君） 柳井哲也君。

○21番（柳井哲也君） ありがとうございます。

イズミヤ問題につきましては、本当に市の執行部も対策本部を新たに設けて一生懸命取り組んでいるということは、想像してもわかります。これは大変な問題なのでね、本当に一生懸命やっているんだろうなということはわかります。ただ、答弁の中で、なかなかイズミヤさんが撤退するに当たって、その後、自分のフロアをどうするのか、なかなか方針を言ってくれない

んだという答弁聞きますと、何か受け身で対応しているような感じを受けるので、ちょっとそのあたりが心配なんですけど、とにかく第三セクターとして、牛久が主導権を握って、この駅ビルというんですか、都市計画をやって、つくって、ああやってエスカード牛久を、牛久市がつくったビルですよ。これまでしっかりとやってきたものなので、どうかそのキーテナントが撤退するという事なので、もう撤退する会社に対して、そのせいにするわけにもいかないですね。牛久市が、とにかく執行部が社長になって、一生懸命やっている共同企業体ですから、とにかく牛久市が責任を持って次の、何て言うんですか、新たな店づくり、ゼロからやるんだという気持ちで、取り組むぞという、そういう姿勢をぜひとも示して進めていったらと思うんですが、その意気込みについてももう一度改めてお答えいただけたらと思います。簡単ですが、そのあたりを、牛久が主導権握って、ちゃんと責任を持ってやりますよというところをお答えいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 確かに後手後手となっている印象は私たちも否めないところでございますが、ただ、私もそういう話聞いてからは、「イズミヤさん、とにかく早くいろんな条件言ってください」と、「こちらにも言いたいことがあります。皆さん、じゃあ言ってください」と、そういう話をさんざん。それでことしの5月にも何も言ってくれない状況だったので、5月までにそのようなことを出してください、困ります、再三言ったんですが、非常に会社のほうの都合というか、そういう組織の中の企業であって、また言いづらい部分があったんですが、「ただ、イズミヤさん、ここはねイズミヤさんの一会社の問題じゃないんですよ、牛久の死活問題なんですよ」と、再三もう言ってきたんですが、企業のそういうもののあれなんですけど、本当にそういうことでも再三言った経過がございます。

ただ、私もこのような状況になることは、私は数年前から感じていました。私もはっきり言って、イズミヤさんに駐車場をお貸しした部分がありましたので、年々に探している状況があって、これはちょっとまずいと、私はそういうふう感じておりました。そこでもっと早くの回に、これはタラレバの話かもしれませんが、そういう状況を考えることができたならば、既にどうなったときということを、何ていいますか、そんな状況を設定したことも十分考えられて、すぐに対応できた。そういう対応でもなかなか交渉事ですから今の交渉なんかもそうなんですけど、ある程度役所でもイメージトレーニングができたのかなと。そうやってぱっと、1カ月、2カ月においてもすぐ切りかえる状況ができたんですが、今部内でもプロジェクトチーム、ましてやその2名を派遣したことによって、いろんなそのときの状況を考えながら、想定しながら、そういう話を今私たちと進めてもらえます。ただ、その想定をまた話してしまうと、またイズミヤさんのほうに「じゃあそれだったらばこのくらいでいいんじゃないか」と、例え

ば売り買いする場合ですね、そういう話も聞かれてしまうと、私たちの交渉はしづらくなってしまいうのも現実でございます。ですから、牛久も利益を損なわない、なるべく牛久もそういう利益を守りながらも、そうしてなおかつ駅前の空洞化を避けたい、もうこれが一心でございますして、早くにイズミヤさんのほうもやっていただいて、そうすれば、そういうスーパーマーケットも、それから2階、3階についてもいろんな会社の条件、そういう話してくれば、いつからでもこっち条件する、ありますからという話。ただ、イズミヤさんでも「待ってください、私たちにも条件を話している」という話をしていますけど、まあ早くのほうに、とにかく早く意見を出して、条件を出して、早く決めましょうということが今最大の目的でございます。御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（市川圭一君） 柳井哲也君。

○21番（柳井哲也君） ありがとうございます。

契約問題とか、難しい問題たくさんあるんだと思います。牛久市と、何ですか、イズミヤさんとの契約とかあると思うんですけども、牛久市の場合は、当事者間の関係だけじゃなくて、やっぱりそれを利用していただ住民との関係、それからテナントさんとの関係、残されたテナントさんの関係とか、そういう社会的な責任も非常に目に見えないものがたくさんあるわけで、本当に立場上牛久市は大変な立場だと思います。それを今までやってきちゃったんですから、どうかおさめて、よりよい形でスタートできるようにお願いできればと思います。

まあ、私は、せっかくな機会なので、このピンチをチャンスに何とかできないものかって、難しいこととは思いますが、牛久にはできたらすばらしいブランドの野菜とかいろいろあります。次の再生の店舗では、そういう野菜を扱う物産展みたいなものでも結構ですし、あるいは木村屋のパンとかね、そういう牛久市独自の店舗づくりなどもしっかりしたコンセプトをつくって、またゼロからスタートするような気持ちで、店舗をつくっていただけたらなという思いも持っています。とにかく対策課のほうで、国内、そういうケースが山ほどありますね。あきになっちゃって、今度こんなふうにしたいとか、自治体の施設にしたとかいろいろあります。成功事例の中にはたくさんあると思いますので、そういう資料をまず収集して、よりよい形で再生できるように、心からお願いしたいと思います。

それから、野球場の件なんですけれども、本当に利用者数も大幅にふえて、すばらしいことだと思います。大金を使ってつくったすばらしい施設でございます。みんなに支持される、喜んでもらえるような運営、さらに努力してつくっていただけたらと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 以上で柳井哲也君の一般質問は終了いたしました。

次に、11番池辺己実夫君。

〔11番池辺己実夫君登壇〕

○11番（池辺己実夫君） 改めましておはようございます。創政クラブの池辺己実夫です。

質問がかなりダブるかもわかりませんが、私も今回は西地区を田宮からもとの城中、新地のほうまで歩いて、皆さんに聞いたことの質問を考えてきたので、これを一般質問しますので、答弁のほうよろしく願いいたします。

それでは、質問通告書により一般質問させていただきます。

昭和62年3月、牛久市施行による全国でも珍しい市街地再開発事業、既に皆さん御承知のように、現在のエスカード牛久が完成し、その核となる店舗としてイズミヤ牛久店が入居しました。その後、順調に顧客もあり、安定した経営であったと思いますが、平成28年7月28日付の毎日新聞の記事によりますと、根本市長の定例記者会見でエスカード牛久内のイズミヤ牛久店が撤退するとのことでした。イズミヤ側によりますと、関東圏からイズミヤは完全撤退する。主な要因はロスが多くてコストが高くなってしまったということであります。今後、牛久市は対応策を検討し、市長は撤退後の各店舗も物販店が望ましいと見解を示したという記事でありました。

そこで質問であります、イズミヤが撤退することによる課題、問題はないのか。エスカード関係者から聞いたところ、1階、2階のフロアはイズミヤの所有であり、3階、4階はイズミヤが各権利者から借り受けているとのこと。これによりイズミヤと関係権利者との入居時における敷金はどうなっているのか。もちろん第三セクターである牛久都市開発株式会社が運営・管理を行っているので、適正に処理はされているとも思われますが、どのようになっているのか答弁を求めます。

エスカードビルマンション、また駅周辺にお住まいの方の買い物について支障はないのか、そして牛久市はいつまでに対処策を考え、物販店が望ましいのでありますが、どのような物販点を探しているのか、答弁を求めます。

また、平成26年3月に策定した牛久駅西側地域整備基本計画も多種にわたり、中・長期計画がなされているので、今後の西側地域のあり方と総合性をどのように推進していくのかお示してください。

また、イズミヤが撤退することについては、既に昨年末に表明していると聞き及んでいますが、なぜ今の時期になったのか。市民にいち早く知らせ、牛久市として早期に対応を検討すべきではなかったのか答弁を求めます。

続きまして、道路整備の質問であります、市道23号線、都市計画街路、城中田宮線の本線とつじが丘入り口の交差点から都市計画街路、田宮中柏田線との交差する区間の整備であります。昨年12月の議会定例会でも、私は一般質問した経緯がありますが、昨年の答弁で

は平成30年度末までには供用を開始できるということでありました。その後、市営市場北側の盛り土工事が施工され、道路形態がわかるようになってまいりました。ここから北側への延伸整備について、現在どのような状況なのか、用地の補償、交渉や国庫補助金の採択等について、克明に答弁を求めます。

質問するごとに1年先送りでは、当初計画目標は全く意味がないんじゃないかという形で市民の方にも言われています。さきの議会でも述べたように、本線は6号国道西側地域における最重要路線であり、この地域の活性化や6号国道の渋滞緩和や、接続しているつくば市からの交通動線としての期待も多大であります。

次に、本線道路に接続する市道路線の改良舗装についてであります。市道23号線の整備により、一般市道の雨水排水が容易になり、狹隘で粗悪な道路の整備が可能となります。市道23号線の整備とともに、整備可能な市道路線から順次計画的に推進していただきたい生活道路に通学指定路が重なり、路面の凹凸や雨水排水不能箇所が数多く発生しています。ぜひ、降雨時、雨がたくさん降っているときに現地を確認され、その状況を把握し、計画的な整備推進を図ることを答弁を求めたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうから、23号線についての進捗状況について御説明いたします。

現在は、3工区に分かれて整備を進めております。一工区は一番南側の区間で、牛久小学校南側の市道13号線から国道6号バイパス接続までの260メートルの区間であり、現在、平成27年度の繰越事業として改良工事を実施しております。今後、県警本部と協議中の信号の設置、舗装工事の実施、今年度内の開通を予定しております。

次に、二工区では、市営青果市場の市道699号線からつつじが丘団地入り口の市道697号線までの約240メートルの区間であり、既に盛り土工事が完了しております。現在、上下水道管などの埋設工事を実施しております。埋設工事完了後、引き続き改良舗装工事を行い、完了次第開通する予定となっております。

最後に、三工区では、市道697号線から県道田宮中柏田線までの約520メートルの区間であり、田宮中柏田の開通にあわせて交差点部分は既に工事完了しております。現在、残りの区間の用地取得及び家屋の移転等を進めており、平成28年7月末現在、計画面積の約78%の用地を取得し、移転も17件のうち9件が既に契約済みとなっております。今後も引き続き用地取得、移転を進めてまいります。

いずれの工区も、全て国からの交付金の交付を受け事業を行っております。特に三工区の交付状況については、近年の既存の道路に対する防災・安全への意識の高まりにより、道路の新

設整備から既存道路の維持管理の強化へと変わり、今年度も含めここ数年において要望額に対し約半分の交付率で事業を行っている状況でございます。

このように、要望どおりの交付金がないための数多くの家屋の移転、または工事の進捗につきましても、平成30年度全線開通を目標に事業を進めてございますが、交付金額によっては左右されることから、大変厳しい状況となっております。

次に、接続する市道路線の改良舗装についてでございますが、23号線が完成いたしますと、雨水排水を含め狭隘の道路の整備も可能となっていくと考えております。

今後の整備につきましては、対象となる道路も数多くあることから、路面や排水の状況、通路の指定の有無や交通量など利用状況を総合的に勘案し、計画的に進めなければなりません。

また、そのためにも、国からの交付金の活用も不可欠となります。引き続き、県、国との協議を進めてまいります。中長期的な事業となるものと考えております。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 先ほど池辺議員より御質問がありましたエスカード牛久についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、第1点の「イズミヤ牛久店の撤退について」でございますが、イズミヤの撤退は、牛久市にとりまして、駅周辺の空洞化、中心市街地の衰退、ひいては牛久市全体のイメージダウンにつながり、まちとしての活気を失い、大きな影響を受けるものと認識はしております。

イズミヤへの敷金返済に関しましては、守屋議員の御質問にもお答えをさせていただいたとおりでございます。

また、「どのような物販店を考えているのか」という御質問でございますが、昨日、小松崎議員にもお答えをさせていただいたとおり、イズミヤから保有床に関する、保有フロアに関する今後の方針についてまだ御回答をいただいていない状況でありますので、引き続き早急に結論を出していただくよう強く要請するとともに、新しい事業者の誘致に当たっては、牛久都市開発株式会社と協議してまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目の「牛久駅西側地域整地基本計画との整合性について」でございますが、イズミヤが撤退することによって、大きな商業機能が抜けてしまうこととなりますが、現時点ではイズミヤにかわる新しい商業施設の誘致を第一に考えていることから、牛久駅という中心拠点の考え方は変わらず、本計画との整合性のずれは生じないものと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

また、「イズミヤの撤退表明がなぜ今の時期になったのか」という御質問でございますが、昨年時点では、賃貸借部分のみの一部撤退の話であり、牛久都市開発株式会社とともにイズミヤに対して保有フロアでの営業継続の要請等を行ってまいりましたが、平成28年7月15

日にイズミヤが完全撤退を表明し、それを受けて7月27日の定例記者会見の場において市長より市民の皆様はその旨の御報告をさせていただいたところであります。また、それを受けまして、対応につきましては9月1日に市職員2名を専属配置し、エスカード対策室を設置し、牛久都市開発株式会社と連携して検討を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 済みません、説明ありがとうございます。

道路のことで再質問させていただきたいのですが、そうしますと、供用開始というのは、補助金の関係もあるというのは、市長の説明でわかったんですけど、市民の方にどのような形で説明したらいいのかというのは、ちょっと明確に、いつぐらいでしたら供用開始できるのかというのをお示ししてくださればありがたいです。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 質問についてお答えいたします。

ただいま答弁させていただきましたとおり、平成30年度全線開通を目標に事業を進めているところでございますが、繰り返しますが、補助金の交付状況等々に勘案いたしまして、非常に厳しい状況でございます。平成30年度を目標にしていることについては間違いございませんけれども、実情といたしましては、数年おくれる可能性についても今としてはあります。以上です。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 23号線の進捗の状況につきましては、この前もタウンミーティングを行った際も御説明いたしました。やはり補助金等の絡みもありまして、なかなか私たちが思うような工事ができないというのが現状でございます。また、この前も茨城県の市長会がございまして、国のほうにバイパス予定を陳情するというそういう会議で、バイパスが通ってないのは牛久とあと石岡かな、そういう話をしました。本当にひどい話でという話をしました。牛久はまだ1路線もバイパスという名前ついたことない。まあ23号線というのは昔のバイパスでございますが、バイパスは本当の計画は稲荷川のほうになっていますので、こんなひどいですよ、本当にこの県南から50キロ圏内にバイパスもない市は本当に寂しいです、話をしても。隣の栃木県ではもうバイパスのバイパスもつくっている状況、ちょっと茨城県、これじゃあちょっとおかしいんじゃないですかという話をしております。そのかわり、そういう話が横にできる線が大分多くなって、圏央道と、それから北茨城道ができたって、まあ横の連絡もよいが、縦の線ももっとしっかりしていただきって要望しているんですから、なかなかこれは言うことを聞いてくれない、我々の要望通らない。

ただ、この状況で私たちのまちのこれからの絵ができませんので、強く要望してございます。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） ありがとうございます。

イズミヤのことで再質問させていただきたいんですが、会社の名前は言えませんが、何か民間のほうにイズミヤさんのほうが自分が持っている部分を売却したいというふうな形で聞いている部分があるんですが、市のほうでそういった形のお話というのは全く出ていないんでしょうか。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

市としては、先ほども御説明させていただきましたが、イズミヤさんが保有しているフロアについてどういうふうな扱いをするのかというところを回答を求めているところでありまして、今議員のほうよりありました質問に対する件については何ってはおりません。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 今の御質問なんですが、イズミヤさんが民間企業に売却する、床の権利を売るのか、それとも全体を売るのかって、どういうことですかそれは。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 自分が保有している、イズミヤさんが保有している部分のお話です。（「全部土地ですか、全部」の声あり）自分がこの持ってらっしゃるところですね。イズミヤさんが持ってらっしゃるところですね、先ほど読み上げた。1階、2階のフロアとか、イズミヤが所有している部分です。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） それはイズミヤさんの持ち物なので、私たちが行政としてはどうする、どうのこうのとございませませんが、そういう、とにかく早くにあのところ新しい店舗ができ、空洞化されないことが私の最大の願いでございます。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） もちろん市長がおっしゃるとおりで、市のほうにお話がなかったという次長の説明ですから、それでその部分はわかりました。

もう一つちょっと質問なんですが、今プロジェクトチームで執行して、土地開発株式会社の方と一緒にやられているということなんですけど、市長がお話しした物販店というのは、どこか交渉はされているんですか。それはイズミヤさんが全然返事がないので、水面下での交渉も、どこも市としてはしていないということで解釈してよろしいんでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 交渉も何も、イズミヤさんからその提示がない限り、こちらで交渉で

きません。例えば、この床を坪幾らで貸してくれ、そういうない状況に、こちらから2,000円、3,000円だって、これ言えません。ですから、私たちはそういう交渉というのは、これは幾らですか、期間幾らですか、土地賃借幾らですかという、それが初めての交渉であって、その先の交渉は今私たちはできない。だからもっと早くイズミヤさんもどうするのという話を聞いている。イズミヤさんはイズミヤさんで自分の土地を、床をほかに貸す、それもいいでしょう。それは私たちの妨げはございません。それもいいです。ただ、それもしない、何もしない、撤退する、それでその後の場所もどうすることもできないと、それ以上何も無いところに私たちが交渉するいとまがございません。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） わかりました。

これからも牛久のランドマーク的存在のイズミヤなので、西地区の方たちは本当に期待していますので、しっかりと再生できるようにお願いして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（市川圭一君） 以上で、池辺己実夫君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時05分といたします。

午前10時52分休憩

午前11時05分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 改めましておはようございます。会派市民クラブの杉森弘之君です。

今回の私の質問は3つであります。一問一答方式で質問いたしますのでよろしく願いいたします。

1番目は、パワハラの問題です。

私は、パワハラの問題の一般質問をこの間重ねてきているわけですが、それは誰か特定の人を攻撃するためにしているわけではもちろんありません。パワハラは人間の尊厳を踏みにじり、人格を攻撃する、ひどい場合には一人の人生を破壊する、あるいは人の命さえ奪う極めて残忍な行為であり、パワハラが横行する市役所に地域住民へのまともなサービスなど期待できるものではないからであります。人間は一人一人違います。個性という言葉がありますが、人間は能力、思考、姿形など、どれをとっても違います。人間の能力は種類も程度も違い、発展速度

も違います。この違いをお互いに認め合い、尊重し合っていくのかどうかで大きな違いとなります。一つの能力とは、逆の言い方、それができないという意味では障がいということになります。この一つの能力や幾つかの能力、あるいは障がいをもって全人格的な優劣につなげれば、パワハラなどハラスメントともなり、さらに進めば障がい者差別につながり、さきの障がい者大量殺人事件の発生は記憶に新しいものがあるのではないのでしょうか。そして、極限まで行けば、ヒトラーナチスの優生思想にもたどり着きます。

ちなみに、ヒトラーナチスは遺伝病子孫予防法を成立させ、当時の表現ですが、先天性精神薄弱、精神分裂病、躁鬱病、遺伝性てんかん、遺伝性舞蹈病などの患者に対し、40万人の強制的な不妊手術が行われ、さらに障がい者安楽死計画によって十数万人が抹殺されたといえます。

この日本でも、戦中の1940年に国民優生法がつくられ、悪質な遺伝病として遺伝性精神病などの患者に加えて小学校成績の不良者、盲・聾の学校の生徒、非行少年、売春婦、浮浪者等も不妊手術の対象とみなされ、対象は極端に拡張されました。さらに、戦後の1948年に国民優生法は優生保護法に引き継がれ、優生目的の不妊手術の対象がさらに拡大され、優生目的の中絶まで新たに容認されました。その後、優生思想への国際的な批判の高まりの中で、1996年に優生思想に基づく部分を削除した母体保護法へと改正、改題されているところであります。

私は、2012年の9月議会、すなわち4年前の一般質問で市役所におけるパワハラについて質問し、心の病による療養休暇の取得人数が2010年度は10人、2011年度は14人、2012年度は7月現在で9人という回答をいただいています。また、2011年に安全衛生委員会活動の一環として全常勤職員に対し、パワハラに特化したものではありませんが、心の悩みについてのアンケート調査を実施し、回答件数201件のうち悩みがあるとの回答は132件、悩みが解決できないとした回答件数が96件という回答もいただきました。これらの少なくない部分がパワハラであることは推測できるわけですが、それらの発生元が一人などということとは決してありません。当時でも複数のミニ市長がいるなどとうわさされていました。

人間は集団で生活し、かつそれぞれが個性を持っているため、いじめはある意味で必然的に生み出される危険性のあるものであり、パワハラがなくなれば絶滅するというものではありません。一時的にはなくなっても、また別の形で、また別の人によるいじめが生まれる可能性があります。だからこそパワハラ対策が必要なのではないのでしょうか。

さて、本年の3月議会で私は、パワハラについて質問し、2015年の相談件数を伺いましたが、苦情申し立て人は2人であったとの回答でした。回答はさらに、「現在案件については調査中でございます。事実関係の確認を行っているところでございますが、現在申立人2名か

ら聞き取りを行ったところでございます、今後においては申し立てられた者への聞き取りを行っていく」とのことでした。

約半年が経過するわけですが、まず申し立てられた者への聞き取りの結果を御説明いただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 聞き取った事実といたしましては、申し立てを受けた側は、申し立てのあった内容につきまして、あくまで指摘や指導という認識でございました。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） その聞き取りは何回行われたのでありましようか。そしてまた、その報告だけでこの問題については終わるということで判断をされているのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 聞き取りにつきましては2回をやっております。

また、その2回聞き取っただけで終わりというわけではございません。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、3月議会の答弁では、「まず今回取り組みを行った苦情処理委員会につきましては、正式な手続がされたというよりも、相談が寄せられた中で、現行、これまで市の内部規定という形で要項を定めてございました。これらに基づく委員についても任命をしてございまして、こちらの委員に対して申し出がされたということで、要綱の規定に基づいて委員会を1回実施させていただいて、まず事実の確認等の内容について委員の皆様と意見交換をしたという内容でございます」とありますが、苦情処理委員会というものは、牛久市役所パワーハラスメント防止条例にある規定ではなく、牛久市職員のハラスメント防止に関する要綱の規定によるものです。条例が無視され、要綱で進められているというようなことになるのかなとも思われますが、確認のために聞きますが、2014年11月1日施行のパワハラ防止条例に基づいて、5人の相談員による相談窓口は設けられたのでしょうか。また、6人の委員による審査委員会は設けられたのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） ただいまの御質問ですが、条例に基づく審査委員会は開催しておりません。また、現在の申し立てにつきましては、牛久市職員のハラスメントの防止に関する要綱に基づきまして対応をしているところでございます。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） そういたしますと、パワハラ防止条例に基づく正式な機関は設けられていないということになります。パワハラ防止条例が制定されてから約2年が経過する中で、

なぜ設けられなかったのかお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 今の御質問でございますが、ことしの3月議会で答弁をさせていただきましており、要綱を定めておりまして、これらに基づく委員について任命をしております。こちらの委員に対しての申し立てでございましたので、要綱の規定に基づいて委員会を開催させていただいております。条例を無視しているというわけではございません。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 問題は2年もたつてなぜできないのかということですが、そのことについては今後鋭意努力していただきたいというふうに思いますが、3月議会の答弁では、「また、要綱の規定に基づいて委員会を1回実施させていただいて、まずその事実の確認等の内容について委員の皆様と意見交換をした」とありますが、その結果はどうなったのでしょうか。また、どのような対応をしたのでしょうか。そして、苦情処理委員会では議事録はとられていたのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 3月議会の後、2回ほど苦情処理委員会を開催しております。委員会としてはまだ結論には至っておりません。今後の委員会にて解決については検討してまいりたいと考えております。

また、議論の内容につきましては、箇条書きではございますが、記録した議事概要として残しております。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 3月議会の答弁では、「2件ともパワーハラスメントということでは一般職から管理職に対する申し立てが1件、それと、管理職から上司である管理職への申し立てが1件ということで、いずれも同じ部署です」とのことでした。この同じ部署ということが重要だと思います。他方で、市民からは、同じ職員同士でかばい合っているのではないかと、身内同士でもみ消すのではないかとといったような声も聞かれます。そのような疑いを持たれないよう、しっかり対処することが重要だと考えますが、この問題で最後に、パワハラ問題に今後どのように対処していこうとしているのか、市長に伺います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も常日ごろ、就任してから、言葉遣い、しぐさ、そのようなことがどのように相手に、職員ばかりではなくて、市民の方にも通じるか、市の受け付けでございます、そういうところにおいても、どのようなことを発信するか、本当にこれは気をつけなければいけないということ、私は就任当時より言っていました。また、このような状況という

のは、私はしっかりとその状況を調べる。まあいろんな言い方も、いろんな当事者、また被害者、加害者がございます。そういう立場あけたらば、しっかりとその話を聞く、そしてその真相はどこにあるのか、表面ばかりじゃなくて、その真相なるものをしっかりと見きわめないとめごととは解決しない。例えば、けんかにしてもそうです、めごと、けんかしますけど、その奥にあるものというのは何かもうちょっと原因があるんじゃないか。それまでしっかりと私は調べないと、めごとの解決には、例えばこのようなパワハラございます、パワハラの起きた社会状況、環境なんかいろいろございます。そんなこともいろいろあります。ただ、そこにそういう社会状況であったからパワハラ許されるというものではございません。そういうものをしっかりと私たちは肝に銘じといたしますか、そういうものをしっかりと捉え、そしてこれからの言葉、しぐさ、そしてこれからそのような対処に当たっていくことは、私たちにこういう社会を形成するのに大切なことだと私は認識しております。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 質問の2番目は、うしく安心プラン21、第6期改訂版に関してであります。

本年5月1日に配布された牛久市高齢者福祉計画、牛久市介護保険事業計画、うしく安心プラン21、第6期改訂版、これが正式名称のようです。これは牛久市第3次総合計画の実施計画として位置づけられ、全9章からなり、計画期間を3カ年とし、2015年から2017年までを第6期として2025年までを見通した中・長期的な施策を展開するとしています。高齢化率は2015年の25.5%から25年には28%となり、特に要介護認定者は2,579人から4,907人に倍増すると推定されています。

さて、第4章高齢者保健福祉サービスの推進の地域活動との連携体制の整備では、地域福祉の中核的組織である社会福祉協議会やボランティア等を中心とした地域住民一人一人の参加と協力による地域づくりを目指し設立された地区社会福祉協議会、いわゆる地区社協が小学校区ごとに整備されたことから、日常生活圏域を8つの小学校区単位とするとあります。他方で、みんなの幸せづくり計画、牛久市地域福祉計画、地域福祉活動計画が本年3月に発行されていますが、第3章地域福祉をめぐる状況で、市の地域福祉の担い手として、1. 民生委員・児童委員、2. ボランティア活動、3・NPO法人、4. 行政区、5. 社会福祉協議会、6. 牛久市地域包括支援センターが挙げられていますが、地区社協は入っていません。そして、第5章に地区社協の取り組みが打ち出され、「地区社協は一人の不幸も見逃さない地域づくりをめざして生活の中から出されたさまざまな福祉課題を解決するため、地域の特徴に合った地域福祉活動を進める新たな支え合いの活動基盤です」とされています。

質問は、この地区社協についてであります。地域福祉の中核的組織として地区社協を位置

づけるということなのか、6つの地域福祉の担い手に加わる新たな一つとして位置づけるということなのか、あるいは、そのほかなのか、確認の意味でお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 地区社会福祉協議会は、法的な位置づけはなく、地域福祉活動を推進する住民主体の自主組織でございまして、住民の主体的な参加と協力により、地域の福祉課題についてみんなで協議し、役割を分担し、問題解決に取り組む住民主体によります新たな福祉活動の基盤でございます。また、厚生労働省では、平成37年度をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を推進し、日常生活圏域におけるニーズ調査や基盤構築など、地域包括ケアシステム構築に向けてのプロセスを打ち出しております。

そのような中、牛久市におきましては、うしく安心プラン21、牛久市地域福祉計画及び地域福祉活動計画におきまして、日常生活圏域を8つの小学校区に設定し、住民の地域福祉活動に関するニーズの把握、情報交換、連携など、生活の中から出されたさまざまな福祉課題を解決するために、日常生活圏域における住民主体によります新たな支え合いの活動の基盤として位置づけまして、平成22年度に牛久小学校区地区社会福祉協議会、二小学区地区社会福祉協議会が設立され、以降、全ての小学校区におきまして設立されてきたという状況でございます。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） どちらにいたしましても、地区社協をどのようなものとして機能させるのか、市としての明確な方針を持つべきではないでしょうか。地区社協に何を求めるのかといったアンケートを地区社協をつくってから行うというもおかしな感じがいたします。

私は、9年ほど前になりますが、長野県松本市の地区社協を視察してまいりました。御存じのように松本市は人口が約24万人で牛久市の約3倍、面積が978キロ平米で牛久市の約17倍という広大な面積の市ですが、松本市の地区社協の特徴は、市全体という大ざっぱなくくりではなく、また464ある町会という小単位でもなく、合併前の旧村や小学校区を単位に34地区が自主的に議論、運営されていることであります。ちなみに、松本市の小学校数は2つの分校を入れて30であります。松本市の地区社協の運営主体は地区福祉ひろば事業推進協議会で、コーディネーターを中心に町会長、民生委員を初め、各界各層が集まっています。運営費用は地区福祉広場事業振興業務委託料として各地区高齢者人口に応じて50万円から60万円、各地区に地区推薦の臨時職員2名を配置し、市職員が保健師、事務方として支援しています。地区別地域福祉計画づくりも進んでおり、各地区ごとに社会福祉、高齢者、子供、障がい者、防災などの計画を立てています。今後は、大地震発生の危険性を踏まえ、防災と福祉を柱

にしていきたいとのことであります。

地区社協のあり方については、もちろんさまざまではあると思います。しかし、地区社協を地域福祉の担い手、あるいは中核的組織として位置づけるということならば、地域の実情に合った地区社協の体制の整備、財政的基盤、活動方針などについて、各地区社協に丸投げすることなく、市としての方針を明確化すべきかと考えますが、市の考え方をお聞きします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 地区社会福祉協議会の活動方針等につきましては、市や牛久市社会福祉協議会が各地区社会福祉協議会に対しまして一律に活動方針を示すという形ではなく、各地区の地域福祉プランで定める活動目標に基づいた活動方針をみずから考えていただき、各地区社会福祉協議会において特色ある事業を推進していただくという考えのもとでございませう。財政基盤等につきましては、市から年額20万円、社会福祉協議会から年額50万円を助成し、各地区社会福祉協議会におきましても、各事業の売上収益を得て事業を実施しているところでございませう。

また、牛久小学校区地区社会福祉協議会におきましては、ボランティア団体活動支援補助金50万円の交付を受け、毎週金曜日に要支援者を対象といたしました「サロンとまり木」を実施しており、今後はこのように地域包括ケアシステムに位置づけられる事業を行う場合は、市の補助金を活用しながら事業を進めていくこととなります。

次に、地区社会福祉協議会の人員等につきましては、役員及び運営委員が委員をそれぞれの地区社会福祉協議会で選出し、事業を行っていただいておりますが、より多くの方に事業に参画していただき、地区社会福祉協議会の担い手の発掘及び育成のためにも、地域とのつながりを持っていただければと考えております。

今後におきましては、牛久市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会が連携し、各地区社会福祉協議会の取り組みを尊重しながら、事業を推進してまいりたいと考えてございませう。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、地域福祉、高齢者福祉に関連して、地域コミュニティ活性化事業補助金、通称「たまり場補助金」について質問いたします。

集会所を地域の人々のたまり場として広く開放し、また、市民活動の活動場所として提供することにより、地域コミュニティの活性化を図るとしてはありますが、たまり場の財政支出と運営状況、利用状況などを聞くとともに、今後の方針をお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） まず、財政状況のほうからお答えさせていただきます。

市からの財政支出状況は、平成28年8月31日現在、26行政区で実施しており、現時点の総額で2,086万円です。行政区への補助金の額は一月当たり7万円で、年間84万円となっております。行政区の規模にかかわらず一律となっておりますが、これは行政区民を問わずどなたでも集会所を利用していただけるのが補助金の要件であるためとなっております。

次に、運営状況について、具体的な事例を挙げて説明いたしますと、平成19年度にたまり場を最初に開始した小坂団地行政区では、9時半から16時30分まで、事前申請がある場合は17時から21時までの時間帯で使用でき、ほとんど年間を通して開放しております。内容は、ダンス、パソコン、民謡、太極拳、ピンポン、囲碁、将棋、料理などの市民活動で利用されております。

同行政区の特色は、「サロン和にここカフェ」を週1回実施し、区民などがいつでも自由に会館に来て交流を図ることができるコミュニティづくりの場として役立てられています。また、区民会館隣の老人施設との交流も行われており、周辺地域を広く巻き込んだコミュニティづくりも行われております。

次に、各集会所の利用状況については、毎年3月末に実施行政区から実績報告書を提出していただき、年間の利用者数や集会所を広く地域のコミュニティづくりの拠点として役立てるために取り組んでいる内容について報告をいただいております。今後も行政区と連携しながら、たまり場実施の行政区の拡充と利用者の増大を図り、周辺地域を広く巻き込んだコミュニティづくりを進めてまいります。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 1カ所当たり月7万円という補助を行っているということですがけれども、補助を行うに当たって、基準というものはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） 先ほどもお答えさせていただきましたように、行政区でたまり場を実施する場合は、年末年始を除いて年間3分の2以上、集会所を無償で開放していただけるというのが条件となります。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 行政区といっても、かなり規模の大きさに極端な差があるのではないかというふうに思います。その中で、活動の内容も回数も大きく違うというふうに思われるわけですが、一律7万円支給するというやり方が、スタート時点でわかりやすくということの意味はある程度理解できるわけですが、今後の問題を考えた場合、検討する余地がないのか、あるいは検討すべきなのか、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） 再度の質問にお答えさせていただきます。

先ほどお答えしましたように、開設条件がありまして、それをもとに実施していただく基本的な開放の費用については、どこの会館も大体、ほぼ同等と考えておりますので、現在の補助金を適用させていただいております。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） この問題については、また改めて聞かせていただきたいと思いますが、次に、うしく安心プラン21の第5章介護保険事業計画に関してお尋ねいたします。

全国的には、2014年度の介護保険料滞納額は276億円に上るそうであります。滞納するとペナルティーがあり、サービス利用の際、全額を自己負担するペナルティー、これが2,459人も言われています。さらに、利用料の自己負担が3割にされた方、あるいは市町村から差し押さえ処分を受けた人、こういった方々もおられるようですが、牛久市では、滞納はどのような状況なのか、そしてペナルティーはどのようなものがあるのか伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護保険料の滞納状況につきましては、平成27年度分の介護保険料滞納繰越額は、3,214万5,058円、滞納している人数につきましては、478人でございます。昨年度と比較しますと、約182万円増加している状況です。

滞納による罰則についてですが、滞納期間に応じて保険給付の制限がございます。通常サービスを利用した際の利用者負担は、かかった費用の1割、もしくは2割ですが、サービスの費用全額を一旦利用者が支払い、その後の完済により保険給付分が支払われる償還払い、保険給付の支払いの一時差しとめ、保険給付の減額の罰則が介護保険法で規定されております。

現在、本市においては1名、保険給付の減額を実施しております。全国の滞納者に対する保険給付制限の人数につきましては、昨年度償還払いが2,586人、一時差しとめが87人、保険給付の減額が1万883人という状況でございます。65歳以上の方から負担していただく介護保険料は、所得に応じて負担していただくものですが、いろんな事情もありまして、納付が困難な場合がございます。その対応といたしましては、分割納付の相談や、扶養義務者に納付を依頼するなどして、納付をお願いしているところ です。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 今、分割とかさまざまな方法を使っているということですが、ペナルティーを科したことによって、例えば介護を受けられなくなる、あるいは、症状が悪化する、そういったような問題が生じていないのかどうか、その点について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたが、本市においては1名、保険給付の減額というのを実施しております。これは、通常は1割、または2割を負担していただくところですが、一定期間3割負担となります。これは介護保険法の中で特に不納欠損した方については、このような罰則というのが決められておまして、その法のもとに実施しておまして、今のところサービスが利用できないというような状況は聞いておりません。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 介護保険給付サービスの施設介護サービスでは、施設サービスの2015年1月現在の利用人数は、介護老人福祉施設、いわゆる特養が196人、介護老人保健施設、いわゆる老健が163人、介護療養型医療施設10人の計369人とあります。

本年6月議会での答弁では、特養100床を増設整備済みで、特養の待機者は160人と報告されていますが、その後の変化はあるのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 御質問にお答えいたします。

特別養護老人ホームの入居希望者の調査につきましては、毎年4月と10月に調査をしております。現時点では、平成28年4月時点での人数が最新でございますが、先ほど議員のほうからありましたように、牛久市民の入居希望者は160名という状況になっております。

今後、この後は、また10月に調査を行うような形になります。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 特養のサービス料の見込みと整備目標では、2025年に649人を見込んでいますが、サービス提供体制の整備では、今後のベッドの必要量は388床と考えているとありますが、388床とは第6期でのことと考えているのか、確認のため質問いたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 特別養護老人ホームの目標数についてお答えいたします。

これまで、第5期までに整備が完了しておりました特別養護老人ホーム4カ所、これはベッド数が288ございました。これに加えまして、今回、第6期の計画の中では100床の増加を目標としております。この目標に対しましては、本年2月に「特別養護老人ホームグランヴィラ牛久」これは利用定員70名の開設を行いまして、4月には特別養護老人ホーム「牛久さくら園」利用定員30名の増設が完了しまして、今現在は目標を達成している状態でございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 医療も介護も施設から在宅へ、そして予防型へというのが政府の現在

の施策とも言われています。財政的な観点からも強調されるのですが、実際に介護度が同程度で、同様の介護サービスを受ける場合、例えば、特養と在宅では一人でどの程度費用の違いが生じるのかお示しいただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） まず、特別養護老人ホーム利用に伴う給付費の負担についてですが、仮に低所得者の要介護3の方が1名入居されたと仮定いたしますと、一月に約22万円の給付費が必要となります。低所得の方はこれに加えて部屋代、食事代の補足給付費が約4万円加算されますので、一月約26万円の給付となり、年間にしますと約312万円の給付費が必要となります。

また、同じ要介護3の方の在宅のサービスとして、ホームヘルプサービスやデイサービスなどを利用した場合は、最大で一月約24万円の給付となります。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 2015年3月議会の答弁では、「要支援1、2の認定者へのサービスが市の実施する地域支援事業に移行することにより、サービスの単価を市が設定することができるようになります。サービス単価を現状よりも低く設定できれば、給付費が減少いたしますので、市の財政負担は軽減されることとなります。それが今回国の目指す介護保険制度の改正の一つでありまして、逼迫する介護保険財政を維持するための手だてであるとも考えます」とありましたが、この面の効果はどのようなものであったのでしょうか。

また、医療の面でジェネリック医薬品の普及が重視されているように、在宅医療介護において新しい医療、介護技術や機器を普及し、利用者と市の負担の軽減に努めるべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

総合事業に移行しまして、市のほうの新たなサービスといたしまして、今現在はシルバー人材センターが実施しています生活支援等のホームヘルプサービス、また、牛久小学区地区社会福祉協議会が実施しておりますデイサービスが主なものでございます。

単価につきましては、今まで専門職、例えばヘルパーが行っていた単価よりも低く設定しておりまして、利用していただいている方には好評をいただいておりますが、まだまだその利用者の方というのは非常に少ない状況でございまして、財政効果としては今のところ多くないというのが実情でございます。

また、介護においてジェネリック医薬品というのが新しい取り組みということでございますが、例えば特別養護老人ホーム等で今介護用ロボット等も導入しながら、新しいサービスとい

うのは介護士の負担の軽減等も図りながら、工夫して実施していくということになるかと思
います。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 第7章高齢者の生きがい対策の推進では、「シルバー人材センターが
高齢者の就業機会を確保・提供し、就業を通じて生きがいの充実や地域社会の活性化を図るも
のとして重要な役割を果たしています」としています。しかし、年間受注件数が2012年の
2,458件から13年には2,395件、14年には2,115件へと減り続けています。
さらに、登録会員数も年間就業延べ人数も同様に減る一方であります。

特に気になるのは、行政関係の受注件数が2013年に若干ふえましたが、2014年に大
きく減らしていることでもあります。2015年の数は出ていませんでしたが、その実態をお知
らしてください。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） まず、事業の成果といたしましては、平成27年度におきま
しては、事業収益は約2億220万円で、収支決算は約200万円の黒字という状況となって
ございます。

御質問の受注件数についてでございますが、平成27年度が2,371件、平成26年度に
おきましては2,409件で、うち行政関係につきましては、27年度が2,309件、平成
26年度が2,406件と、全体の約1割という状況でございます。市が契約検査課を通しま
して発注した件数につきましても、過去5年間は13件から15件と横ばいで、特に数字から
は減少の傾向は認められないという状況でございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 失礼いたしました、件数のほうですが、行政関係が発注して
いる件数ですけど、平成27年度が239件、平成26年度が246件ということで訂正のほ
うお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） シルバー人材センターの位置づけをこのように位置づけているという
のは、私は正しい規定だというふうに思いますけれども、それに応えるような実態になってい
るのかどうか、その辺をどのようにお考えなのでございますでしょうか。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） シルバー人材センターにおきましては、定年退職後において
生きがいの充実や社会参加を希望する障がい者に対しまして、これまでの豊かな知識、経験、
技能を生かせる職場として大いに重要な役割を担っていただいております。そうした中で、

市といたしましても、生涯学習センターの管理等、新規事業を含めまして、市といたしましては今後もシルバー人材センターに発注可能な業務を検討し、活用していく姿勢に変わりはないというところでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 質問の3番目は、空き家対策についてであります。

この間、牛久市議会でも多くの同僚議員が空き家対策について取り上げてまいりました。総務省統計局の調査によれば、2013年の全国の空き家率は13.5%ですが、野村総研の将来予測では、20年後の33年には30.2%と約3倍にもなるといいます。

そこでまず、牛久市における最新の空き家率、空き家数、そして世帯数と住宅数の推移と見通しについて伺います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの御質問の空き家率、空き家数、世帯数と住宅数の推移と今後の見通しということでお答えさせていただきます。

平成28年8月現在において、牛久市に情報提供のありました空き家軒数としましては、「牛久市あき家等の適正管理及び有効活用に関する条例」施行後320軒で、これらの空き家等は適正に管理されていない物件が主なものとなっております。一方、先ほど議員のほうからもお話ありましたが、牛久市内の空き家数、住宅数、空き家数に関する数値情報としましては、5年ごとに総務省統計局が実施している住宅・土地統計調査がありまして、その中では住宅数は平成15年2万8,110軒、平成20年3万3,100軒、平成25年3万6,710軒となっております。また、空き家数でございますが、平成15年2,300軒、平成20年3,540軒、平成25年4,330軒と件数はふえてきております。空き家率としましては、平成15年8.2%、平成20年10.7%、平成25年11.7%と伸びてきております。

また、今後の推移につきましては、現在数値としてお示しできるものはございません。高齢化による空き家等の増加は懸念されますが、今後空き家等の有効活用に努めるとともに、新たな空き家等の発生の抑制に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 政府は他方で、空き家対策を地方創生の柱の一つとして位置づけ、空き家対策の推進による地域活性化、安心・安全なまちづくりを掲げています。2014年11月には空き家等対策の推進に関する特別措置法案、いわゆる空き家対策特措法が成立し、2015年5月から完全施行となりました。空き家対策特措法は、国による基本指針の策定と、市町村による計画の策定を定め、空き家に関する情報収集、空き家等の活用、特定空き家の定義

と立ち入り調査権や代執行を含めた措置、そして財政、税制面の措置も定めています。2015年度の税制改正では、同法に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空き家等に係る土地について、住宅用地にかかる固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外する措置を講ずることになりました。つまり、住宅用地優遇制度を廃止して、空き家を存置し続ける動機づけをなくしたわけであります。

他方で、2016年度の税制改正では、使う見込みのない空き家やその除却後の敷地の流通による有効活用を促進し、空き家の発生を抑制するために相続人が相続により生じた古い空き家または当該空き家の除却後の敷地を2016年4月1日から19年12月31日までの間に譲渡した場合、譲渡の対価が1億円を超えるものを除き、譲渡所得から3,000万円を特別控除するということになりました。空き家を除却し、更地にすることを奨励するために優遇税制をつくったわけであります。

いよいよ本格的な動きにしなければなりません、牛久市では、空き家問題の担当が市民部から建設部に移行したようではありますが、その意味と目的について伺います。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 空き家対策の担当部署につきましては、平成28年度より市民部の交通防災課から建設部都市計画課まちづくり支援室に担当を変更しております。

空き家対策といたしまして、管理不全な状態となることの防止・解消によります生活環境の保全・防犯のまちづくりとともに、空き家等の有効活用を図ることによる市街地の定住促進・地域交流拠点の整備などを目的に、平成24年に「牛久市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例」を制定して対応しているところでございます。

これまでは、空き家等の適正管理を中心に取り組んでまいりましたが、空き家等の利活用も含め、まちづくりの一環としての取り組みが必要となるという考えから、担当部署を都市計画課まちづくり推進室に変更いたしております。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 空き家対策特措法は、第4条市町村の責務で市町村は第6条第1項に規定する空き家等対策計画の作成及びこれに基づく空き家等に関する対策の実施、その他の空き家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする規定しています。

空き家等対策計画については、2016年3月末現在で、全国1,941市区町村のうち63市区町村が策定済みだそうです、茨城県ではまだないようです。

本年の3月議会では、空き家問題の進捗状況について以下のような説明がありました。「現在、空き家・空き地への取り組みが先進的な市ということで、水戸市、土浦市、結城市、常陸市、常陸太田市、笠間市、つくば市、神栖市と牛久の県内9つの市で構成する茨城県空家等対

策連絡調整会議幹事会というのがあり、そこで先進的な事例等の情報集や特定空き家をどのように決めていくとかいう判断基準の設定とか、空き家対策の計画についての茨城県の標準案のようなものを作成しようと検討している状況です。今後は、住宅建築関係者及び有識者からなる牛久市空家等対策協議会を設置して特定空き家の判断基準及び空き家等対策計画の策定に対する意見交換の場として活用してまいります」ということであります。

この牛久市の空家等対策協議会を設置するとありますが、設置の計画はどのように進んでいるのでありましょうか。進捗状況とその内容について伺います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいま御質問いただきました今年度の牛久市空家等対策計画につきましてお答えをさせていただきます。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」第7条第1項では、市町村は空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができると規定をされており、牛久市では、年内に「牛久市空家等対策協議会」を設置する予定で、現在進めております。

「牛久市空家等対策協議会」については、現在、協議会の開催に向けた準備を進めているところです。具体的には、協議会の設置要綱の策定、協議会メンバーの選定などを行っております。

また、6月の定例会においても御回答させていただきましたが、協議会では牛久市の空き家等対策に関する内容について協議をいただくことを考えております。主な協議事項としましては、空き家等対策計画の作成及び変更、特定空き家に該当するか否かの判断、空き家等の調査及び特定空き家と認められるものに対する立ち入り調査の方針、特定空き家等に対する措置の方針などを現在予定しているところでございます。説明のほうは以上でございます。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 神戸市の場合などは、2015年6月に第1回庁内調整会議を開き、7月には第1回の作成に関する協議会が開催され、12月には10回目の庁内会議と5回の協議会を経て、計画案を策定し、16年1月にはパブリックコメントを実施、3月定例会で神戸市空家等対策計画を制定しています。約10カ月で仕上げました。

茨城県の空き家対策の事例で最も多く紹介されている前橋市では、2015年6月に既存法を前橋市空家等対策の推進及び空家等の活用に関する条例に全面改正し、2015年12月には前橋市空家等対策計画を制定しています。

茨城県空家等対策連絡調整会議幹事会の2015年度の上半期と下半期の報告によれば、昨年7月8日の第1回会議以来、本年3月までに5回の会議を開催し、既に茨城県として空家等

対策協議会の設置要綱標準例であります、とその解説、空家等データベースの標準項目、そして空家等対策計画作成の手引きも作成し、発表しています。

茨城県の手引きに書かれたスケジュールによると、対策計画の作成時期は幅がありますが、2018年3月までに作成となっており、かなりゆったりしたものであります。

牛久市は県内初として2012年に牛久市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例、いわゆる空家条例を施行しました。しかし、この条例の中には特定空家立ち入り調査、代執行などに関する条項はありません。牛久市は条例改正、あるいは牛久市空家等対策計画をいつまでに策定する予定でありましょうか。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、進捗状況と今後の財政及び税制上の牛久市の独自の施策についてお答えいたします。

まず、進捗状況と今後についてでございますが、現在、牛久市空家等対策計画の素案作成を進めてまいります。計画に盛り込む主な内容としては、対策の対象区域、計画の期間、空き家等の調査に関する事、空き家等及び跡地の利活用、特定空き家等に対する措置、住民からの相談への対応などを盛り込む予定となっております。

また、今後については、先ほども回答しました「牛久市空家等対策協議会」に諮り、計画内容について協議をいただく予定となっております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 総務省や国交省は、空き家等の発生または増加の抑制等に資する施策として8事業、空き家の利活用・除却等に対する支援施策として26事業を掲げ、2016年度予算で空家対策総合支援事業として20億円の予算を設け、空き家の活用・除却、関連する事業などの補助対象事業に対し、補助率2分の1で支援する体制を設けています。これらの国の支援、補助事業を活用しながら、牛久市としても独自の空き家対策、とりわけ財政・税制面での支援策が求められるのではないのでしょうか。茨城県は、県内市町村の空き家に関する助成制度も一覧にして、日立市の子育て世帯住宅取得支援事業を初め、常陸太田市の空き家リフォーム工事助成事業、稲敷市の空き家バンク成約奨励金、笠間市の空き家解体撤去補助金など、9市の事例を紹介しています。

東京の文京区では、空き地利用が可能と判断された老朽空き家の所有者に対し、空き家の解体費用の補助、上限200万円と解体後の跡地の無償借り上げ10年間を行い、行政目的で使用するという事業が2014年度から既に実施されています。空き家条例改正、あるいは牛久市空家等対策計画を急ぐべき課題と考えます。特に財政上及び税制上の牛久市独自の施策は重要ではないのでしょうか。改めて市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 財政・税制上の牛久市独自の施策についてでございますが、6月定例会に回答差し上げましたように、牛久市としては「牛久市空家等対策計画」の作成とあわせ、空き家利活用策でもある空き家バンクを制度化する予定としており、空き家バンクを利用する空き家所有者、空き家の購入希望者、賃貸希望者に対し、貸付制度による支援等を考えております。貸付制度や各種支援等の具体的な内容につきましては、空き家等の増加抑制策、利活用政策等にもつながることから、「牛久市空家等対策計画」に盛り込むため、「牛久市空家等対策協議会」からの御意見を踏まえ、検討してまいりたいと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 以上で質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、杉森弘之君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時20分といたします。

午後0時11分休憩

午後1時20分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、6番山本伸子君。

〔6番山本伸子君登壇〕

○6番（山本伸子君） 皆様こんにちは。山本伸子でございます。

今回、私は、大きく2点について質問いたします。

1点は、牛久市第3次総合計画後期基本計画の策定について。

これは、内容的に固い話にはなってしまいますが、私たちの生活全般にわたりかわることだと思っております。

また、2点目は、健康寿命を延ばす取り組みについてです。

間もなく敬老の日がやってまいります。高齢者が最期まで健康で生き生きとした生活を送るためのさまざまな取り組みについて伺ってまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

平成23年から今後10年間のまちづくりの目指すべき方向性を定めた牛久市の最上位計画である牛久市第3次総合計画の策定に当たっては、まちづくり協議会を立ち上げ、市民との協働で行われたものであることが、その計画からもうかがい知ることができます。特に市民の声が生かされていると思うのが、各項目ごとに示されている施策推進として、市民の役割、事業者の役割、行政の役割という3つの役割が表記されているところです。ほかの市町村の総合計

画には余り見られないこの3つの役割の表記は、市民と事業者、行政が目標を共有し、ともに取り組んでいくという姿勢が強くあらわれていると感じました。

さて、第3次総合計画の基本構想は、7つの分野ごとに目標像が設定されています。健康福祉、教育文化、市民交流、生活基盤、産業、自然環境、行政運営、この7つの分野で前期基本計画が策定されて、昨年度までの5年間、計画的かつ具体的に事業が進められてきたことと推測いたします。

そこで、前期5年間が終了し、それぞれの項目ごとに設けられた目標指標の達成状況はどのようなになっているのでしょうか。また、その進捗状況から見えてくる課題をどのように捉えているのかをお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 前期基本計画の総括についての御質問にお答えいたします。

牛久市第3次総合計画は、平成23年度から32年度までの10年間の計画となっており、平成23年度から27年度までを前期基本計画として実施してまいりました。5年間の総括として、前期基本計画にある目標値に対する達成度等につきましては、各課への調査を現在実施しているところでございます。その中で目標値に達成していない場合には、未達成の理由等につきましても、あわせて調査しておりますので、その結果を踏まえて施策の方向修正や改善策の実施などを行いながら、後期基本計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 総合計画は、牛久市の最も上位に位置する計画であり、その策定に当たり、多くの市民の方の意見を反映し、できたものであることは先ほども申し上げたとおりです。

その市民の方々へ前期基本計画の成果をお知らせすることは大切なことであり、一つの区切りでもあると考えます。大分市では市の広報紙で総合計画の進捗状況を目標値を示してわかりやすく公表していますし、市のホームページ上でも公開しています。長期的なビジョンの中で、どれだけまちづくりが進んでいるか、取り組みの成果を市民にお知らせすることが今後の市民参加にもつながっていくと思われませんが、前期基本計画の進捗状況、今後わかった時点で市民に公表していくことはありますでしょうか。

○議長（市川圭一君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 前期基本計画の結果の公表につきましての御質問にお答えいたします。議員の御質問にもございましたが、市民に対して前期基本計画の結果をお知らせしますことは、市民参加の開かれた市政の実現を図る上で重要なことであると認識しておりま

す。現在、先ほど御答弁申し上げましたとおり、前期基本計画の実績についての調査を行っておりますので、調査結果がまとまり次第、主要事業の実績を中心に、広報紙等でお知らせしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 広報紙等でお知らせしていただくということですので、できればトップページで、わかりやすい紙面でよろしくお願ひしたいと思います。

次は、後期計画の策定に当たっては、前期5年間の進捗状況や社会情勢の変化、市の財政状況に応じて見直しが行われることと思います。この見直しに当たっては、どのような資料や統計、データなどを活用していくのでしょうか。

また、後期計画に生活者である市民の多様な意見を反映させることは、総合計画に対する関心を高め、市民の行政に対する当事者意識の向上にもなり、特に中・長期的な基本計画に意見を反映させれば、長期間市民の意見、提案が生かされることにもなります。そのような市民参加の機会が後期計画策定の中で位置づけられているのでしょうか。策定スケジュールとあわせてお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうから、後期基本計画の策定についてお答えいたします。

市民の声をより反映させるため、秘書課では毎年実施しております「市民満足度調査」の結果を活用する予定であります。また、各課で作成しているそれぞれの事業の行動計画との整合性をとりながら、平成28年2月に策定いたしました「牛久市人口ビジョン」や「牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定時における諸データを反映していこうと考えております。

後期基本計画の策定スケジュールにつきましては、現在、先ほども答弁しましたとおり、前期基本計画の実績調査や、各課の行動計画との整合を図る作業を始めております。年明けには後期基本計画案に対しパブリックコメントを予定しており、市民の意見を集約した上で、年度内に完成を目指しております。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 市民の意見を生かすためにパブリックコメントを行うという市長からの御答弁でした。

再度、それでは質問させていただきます。このパブリックコメント、通常はどのように行われるのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 今まで、市で行っていたパブリックコメントの内容について

での……。

○議長（市川圭一君） 慌てないでください。

ここで暫時休憩といたします。

午後 1 時 2 8 分休憩

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（市川圭一君） それでは、再開いたします。

答弁をお願いします。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 5 年前の牛久市第 3 次総合計画策定時におきましてもパブリックコメントを実施しておりました。その際、3 週間の募集期間で広報紙とホームページでの募集を行い、計 2 2 件の意見が集まってきております。市のほかの計画におきましても、募集期間はおおむね 3 週間程度を設定しており、広報紙とホームページのほか、各生涯学習センターや情報公開窓口、それぞれの担当窓口でも計画等の閲覧をして実施しておりました。

後期基本計画のパブリックコメントでは、これらの経緯を十分に踏まえ、より市民の意見を集約できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6 番（山本伸子君） パブリックコメントというのは、市のほうで計画をつくるときにどの場面においても使われている手法だとは思いますが、恐らく寄せられる御意見は割と少ないのではないかと。でも、今 2 2 件と聞いてちょっとびっくりしたんですけど、最近のを見ますと、大体一桁の数ではないかと推測いたしました。

今年度、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、子育て世代などの若い人の施策に重点を置いています。また、選挙権が 1 8 歳になったことで、新しく参政権を持った人たち、そういった人に選挙のときだけ投票に行きましようと呼びかけるのではなく、日ごろから積極的にまちづくりに関心を寄せて、参画できるような取り組みの一つとして、このパブリックコメントのあり方を捉えることも大切であると思います。ぜひ今後御考慮いただければと思っております。

それでは、最後の質問です。牛久市総合計画進行管理規則によりますと、予算的裏づけをもって位置づける実施計画の策定が明記されています。後期基本計画を具体化し、計画的、効果的に推進していくとともに、各年度の予算編成や事業実施の指針となる実施計画についてはどのように進めていくお考えでしょうか。既存事業についてはさらに積極的に展開する事業がある一方で、見直しを行い、縮小するものもあるでしょうし、新規事業として計画に上がってくるものもあると思われます。緊急性や必要性、未来への投資効果などを含めた総合的な観点か

ら事業の選択を行うことになるかと推測いたしますが、今わかるところでの重点的なものなどありましたらお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 実施計画の策定と予算的裏づけについての御質問にお答えいたします。

実施計画は、牛久市総合計画進行管理規則に基づき、市の施策が計画どおりに進行するよう管理するための計画であります。当規則により実施計画の策定作業は当初予算の編成過程において実施することとなっていることから、来年度、平成29年度の当初予算要求の各課のヒアリングとあわせて財政的な裏づけや重要事業の抽出を行ってまいります。

今後の重点的な取り組みについては、ヒアリングを実施しておりませんが、明確には御答弁できないのですが、現在進行中のひたち野うしく地区における中学校建設事業や、クリーンセンターの延命化事業、そしてイズミヤの閉店に伴う駅前の活性化事業など、当市における近々の課題がございますので、効率よく事業が推進できるような実施計画の策定を進めてまいり所存でございます。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） この5年の間に、東日本大震災や熊本地震などが発生し、今後5年間に向けては2019年の茨城国体開催と消費税率10%への引き上げ、2020年の東京オリンピック開催など、国や県でもさまざまな動きがあります。第3次総合計画策定時には、具体的には捉えられていなかった防災対策は、安全・安心のまちづくり、また市民の生命にかかわる重要な取り組みとして認識されることとなっています。また、介護保険の見直しで、要支援の方への取り組みが市町村の役割になり、高齢者は施設介護から在宅介護へとシフトしていく国の方針ですが、在宅の高齢者をめぐる環境整備もこれからです。今年度の取り組みの中に公共施設等管理計画の策定がありますが、道路や橋梁、下水道、小中学校の教育施設など、老朽化に伴う改修や耐震補強などのインフラ整備も今後計画的に進められていくことになるでしょう。どれもこれもやはり市民の安全・安心の暮らしのためには大切なことです。

しかし、一方、厳しい財政状況においては、行財政改革や行政活動の合理化、効率化も進められなければなりません。当時に、市民や民間団体などが地域の公共的な取り組みの担い手となる新しい公共という考え方を推進していかなければ、これからの地域社会は成り立たなくなる状況です。市民や団体、事業者、行政がそれぞれの役割に応じた取り組みに主体的に臨むことが新たなステージでは重要になってくるでしょうし、そのためにこそ基本方針を共有し、積極的に情報公開していく意義もあるということでしょう。市民視点から事業の成果を重視した計画づくりとともに、計画と予算と評価が連動した市政運営により、牛久市第3次総合計画の

メインタイトル「笑顔があふれやすらぎのあるまちうしく」になるため、その推進力になるよう、ともに努力したいと思います。

それでは、大きな2点目です。

健康寿命を延ばす乗り組みの成果をさらに進めるために、牛久市でも積極的に行ってきた介護予防や健康づくりについて質問いたします。

平均寿命のうち、介護を受けて寝たきりになったりせず、健康に日常生活を送ることができる期間を示す健康寿命が全国47都道府県の中で茨城県は男性は1位、女性が2位となりました。茨城県立健康プラザ研究員の方が、2010年からの5年間について調べたものです。つまり、茨城県の高齢者は、最期を迎えるまでに介護を受ける期間が日本一短いということです。これは、県を挙げて健康増進と介護予防に取り組んできたその成果があらわれている喜ばしいことです。

少子高齢化に向けてどの自治体においても介護保険料の増加に歯どめをかけるため、さまざまな取り組みを行っていますが、牛久市の高齢者をめぐる現状について幾つかお尋ねいたします。

まず初めは、健康プラン21の策定について伺います。

安全・安心して暮らせるまちの一環として、牛久市ではうしく健康プラン21が策定されています。健康についての市民の関心と重要性も高まっている昨今、全ての市民がどのような病気や障がいを持とうとも、自分らしく生き生きと生涯を過ごすことができる社会の推進は、生活していく上での基本的なことでもありましょう。

平成23年から本年度までの項目別の目標達成のための指針が5項目挙げられています。一つは、食育推進計画に基づき、よい食生活習慣づくりや改善の取り組みとなっており、これは特に20代から30代の若い人たち、子育て世代に向けた施策です。2つ目は、ヘルスロード、ウォーキング教室等の開催による中高年に向けた運動推進。3つ目は、子育て世代へに向けた規則正しい生活習慣づくり、中高年への余暇時間の充実につながる施策です。4つ目は、若年層への喫煙や飲酒の意識啓発。5つ目は、定期的な予防接種や検診の受診推進となっています。

今年度、今後5年間の新たなプランを策定するに当たり、平成27年に健康実態調査アンケートを実施していると伺いました。これらの項目について、その結果からわかる取り組みの成果と今後の課題についてお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 平成18年度に作成いたしました「うしく健康プラン21」の第2次計画を作成するために、平成27年9月に無作為抽出で20歳以上の方3,000人を対象に健康実態調査を実施いたしました。「うしく健康プラン21」では、健康な生活

を実現するための項目別行動目標を5項目提示し、健康実態調査で市民の達成状況を評価しております。主な調査内容の10年間の増加割合を見ていますと、「朝食を食べる人の割合」は5.5%増加し83.7%、「週2～3回運動をする人の割合」は12.4%増加し50.6%、「余暇時間に満足している人の割合」は21%増加し75.1%、「たばこを吸わない人の割合」は13.1%増加し87.4%、「定期的に検診を受けている人の割合」は4%増加し69.2%となっております。どの項目も全体での割合が増加しており、健康に対する市民の意識の高さがうかがえます。

しかしながら、全体の意識の向上は見られるものの、年代別に分析すると、40歳代以下の若い年齢層につきまちは、朝食や運動、余暇についての項目で増加率が低目の傾向があり、子育てや働き盛りの世代の意識づけが課題となっております。

今年度中に策定予定の「うしく健康プラン21」の第二次計画では、若年層対策として、子供にかかわる事業を通じた保護者への働きかけを含め、効果的な健康づくり施策を提案してまいります。

健康プランを策定し10年が経過しましたが、市の健康づくり施策が関係各課や団体と協力して実施できる体制が整ってきているため、今後は、さらに連携を深めて、事業の充実を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） それでは、2番目の質問です。介護予防として行われている体操教室について伺います。

かっぱつ体操が先日の新聞で御当地体操の一つとして紹介されておりました。各地でこのような自治体独自の体操の普及が行われておりますが、牛久市は早くから健康増進に向けて取り組みが行われていたことを新聞記事を読んで認識いたしました。それとともに、県ではシルバーリハビリ体操の普及にも力を入れています。保健センターや行政区でそれぞれの体操教室が行われており、地区の回覧などでも案内がありますが、この2つの体操の対象者や目的などはそれぞれどのようになっているのかお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 牛久市では、「うしくかっぱつ体操」、「シルバーリハビリ体操」ともおおむね65歳以上の方を対象として各地区で実施をしております。

かっぱつ体操は、市の理学療法士が考案した牛久市独自の体操で、平成16年度から普及員養成講座を開始し、市民への普及を実施しています。筋力、バランス、柔軟性を強化する体操で、立位、座位で行うパターンがありますが、大きな動きが多いこと、15分間という長い体操であるので、高齢者でも比較的体力のある方にお勧めしています。

シルバーリハビリ体操は、茨城県が考案した体操で、牛久市では平成17年度から県の養成を受講した体操指導士が普及を開始しています。筋力、柔軟性の向上を目的とし、立位、座位、または寝たままの状態でも、自分のペースで行うことができる体操であるため、余り活発に動けない虚弱な方や運動になれていない方にお勧めしています。

地域の対象者は、お元気な方から虚弱な方までさまざまであることから、対象者が自分に合った体操を選択できるように、この2つの体操を区民会館等、身近で歩いていける場所で実施できるよう、それぞれの普及員及び指導士の養成や普及活動の支援を行っております。以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） パンフレットなどにはかっぱつ体操は転倒予防、シルバーリハビリ体操は介護予防と銘打っていますが、御答弁にもありましたように、その人の体力や状況に合わせて体操を選び、各地域で行っているということを理解いたしました。

それでは、その指導員についてお伺いいたします。

かっぱつ体操は市で普及員の養成講座を開催していますが、シルバーリハビリ体操は指導者の養成講座を水戸にある県立健康プラザまで行き、6日間の講習会を受講しなければなりません。金額は無料ですが、交通費等を考えますとそれなりの自己負担となります。市内で受講できるような仕組みはとられているのでしょうか。また、補助金の金額ですが、シルバーリハビリ体操指導士会に対して10万円となっていますが、この金額の根拠についてはどのようにしているのかお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） うしくかっぱつ体操は、平成16年度から毎年普及員を養成し、現在54行政区に303名の普及員が在籍し、71カ所で活動を行っております。平成27年度には年間実施回数が1,981回、延べ2万5,687名の方が参加しております。

シルバーリハビリ体操指導士は、1級から3級までの資格があり、養成講座は通常、水戸を会場に実施していますが、3級養成講座のみ、一定の条件で市町村の実施が可能となっております。今年度は、当市におきましても3級養成講座を開催いたします。条件となる1級指導士が新たに4名ふえることにより実施が可能となりました。当市の指導士は、7月末現在で3級指導士84名、2級指導士41名、現在では1級指導士まだ3名でございます。計128名となっております。現在、地区社協3カ所と行政区24カ所において30教室を開催し、平成27年度の参加者数は延べ4,668人となっております。

介護予防効果としましては、高齢化率が右肩上がりが増加していく中、一つの指標となる介護認定率が、介護予防事業が開始となった平成17年度を境に、13.1%から徐々に低下し、

平成28年7月末現在で11.47%であり、茨城県の15%、全国の18%と比べ、かなり低い値をここ数年維持しております。これは利根町に続き県内で2番目に低い数値となっております。また、新規認定率も2.5%から2.8%でほぼ横ばいであり、これらは介護予防の効果をあらわしていると考えます。

次に、シルバーリハビリ指導士会の補助金につきましてでございますが、平成27年度に制定いたしました「牛久市ボランティア団体活動支援補助金交付要綱」と「牛久市補助金等交付規則」に基づき、交付しております。補助金額10万円の根拠といたしましては、役員の交通費、研修費、消耗器材費、役務費等の積算となっております。近隣市町村の状況は、補助金ではなく普及回数ごとの報償費で支出しているところがあり、年間8万円から12万円となっております。

体操教室の実施による介護予防の効果があらわれていることから、今後も、かっぱつ体操普及員、シルバーリハビリ体操指導士の養成と支援を継続してまいります。以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） それでは、御答弁を受けて、再度質問させていただきます。

10年間でかっぱつ体操は303名、そしてシルバーが128名、今指導員として活動されているということですが、ちなみに男性、女性の割合はそれぞれどのようになっているかわかりますでしょうか。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） かっぱつ体操普及員303名の男女別の人数につきましては、男性が103名、女性が200名となっております。

シルバーリハビリ体操指導士128名の男女別の人数でございますが、男性が44名、女性が84名となっております。

かっぱつ体操普及員、シルバーリハビリ指導士ともに、今偶然でございますけれども、男性の割合が34%、女性の割合が66%という状況でございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 偶然とはいえ、同じパーセンテージになったということで、今伺った数字だと、およそ3分の2が女性、3分の1が男性ということでした。

実は、私の行政区でもシルバーリハビリ体操、毎週行っているんですが、指導してくださる方が男性の方ですが、参加している方はほとんどが女性。女性が、地域の中には男性の高齢者もいらっしゃるとは思うんですが、やはり女性が大勢の中に男性が1人や2人参加するのは参加しづらいのかなという気持ちもわからないではありません。体操に通うことで体を動かし、人と触れ合い、語り合う、こういった好循環が地域の男性の高齢者もどう広げていくかがこれ

からの課題であると数字を伺って思いました。

それでは、次の質問です。健康で生き生きと生活するためのかなめとなる食生活を応援する「牛久市食生活改善推進員」の取り組みも健康寿命を延ばす上で欠かせない存在であると思います。幼稚園や保育園での食育活動のほか、社会福祉協議会が行う高齢者の生きがいや仲間づくりのための男性向けの料理教室などにも協力していると伺いました。

先日は、私の地区の行政区でのサロン活動において減塩教室を行っていただきました。各自が持ち寄ったおみそ汁の塩分チェックをして、実際の塩分を数字で見ることで、減塩に対する意識づけができたのではないかと思います。

ところで、これからの食生活の課題として、高齢者の低栄養や栄養ケアが重要になってくると言われています。一般には、肥満や栄養のとり過ぎが大きな問題となっている一方で、高齢期に入ると、それが一転して低栄養の人がふえて、高齢者の2割から3割で低栄養が見られることが東京都健康長寿医療センター研究所の分析でわかりました。そういった高齢者の食と栄養についての相談拠点、栄養ケアステーションが全国に今300カ所以上あります。日本栄養士会では、今後、全市町村に1カ所以上の設置を目標としています。茨城県栄養士会でもこの栄養ケアステーションを始めており、訪問栄養指導、食生活支援を行っています。牛久市にも約70名の食生活改善推進員が活動していて、その中には栄養士や管理栄養士の資格を持った方もいらっしゃいます。地区社協や医師会、薬剤師会などとの連携で、この栄養ケアステーションの設置に向けて取り組みを行うことが高齢者を支える地域包括ケアの一翼として大切なことではないでしょうか。

介護保険でも、在宅の高齢者に栄養指導をするための仕組みがあるそうですが、その取り組みも含め、食生活改善推進員の新たな活動についての展望をお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 牛久市食生活改善推進員は、市が開催する養成講座を受講し、「食」や「健康」について学び、「健康的な食生活」「食の大切さ」を市民に伝える活動を行っているボランティアでございます。昭和60年に牛久市食生活改善推進員協議会が発足し、平成28年度には会員が73名となっております。

主な活動は、拠点となる保健センター等での栄養教室、市内保育園・幼稚園年長児を対象とした食育紙芝居「おいしいなお話し会」、広報うしくへの「しあわせをよぶレシピ」掲載、うしくWa iワイまつりでの試食提供、牛久シティマラソンでの豚汁のおもてなし等を行っています。

さらに、昨年度より8つの小学校区のグループ別で活動し、地区の実情に合わせた普及活動の実現を目指しているところでございます。今年度は、各行政区において「減塩」をテーマと

した「しあわせをよぶ減塩講座」を開催しております。牛久市は、「うしく健康プラン21」の健康実態調査の結果、高血圧症の増加が顕著であるとの背景から企画したものでございます。食生活改善推進委員が減塩のコツをわかりやすく伝え、希望者には汁物の塩分測定を実施しております。8月末時点で5行政区で実施し、今年度中にあと2行政区で実施する予定でございます。

食生活改善推進員が地域の食のリーダー的存在となり、住民が楽しく主体性を発揮できる健康づくりの場が広がることを期待しております。

また、在宅高齢者への栄養指導については、介護保険制度の「日常生活支援総合事業」の一部として行っております。行政区ごとに実施している65歳以上を対象といたしました「元気教室」におきまして、国指定のチェックリストに基づき、低栄養等の栄養改善が必要な方を把握し、継続的教室の実施や保健師、看護師による家庭訪問を行っております。

体をつくる毎日の健康的な食事は、どの年代においても欠かせないものでございます。今後とも、市では食生活改善推進員を初め、関係各課と連携を図りながら、市民の食と健康を支援してまいります。以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 食生活改善推進員が今回というか、これから行政区ごとにグループ別に分かれて食や健康についての活動を行っていくということでした。栄養指導となると専門性がありますので、なかなかボランティアの食改さんでは難しいのかなという理解をいたしました。介護保険事業の中で先ほどおっしゃっていた元気教室というのがあって、そこで栄養指導を行っているということでしたが、介護保険に入っていない方、そういう方に対しては食改さんが各地区で行うそういったサロンというのか、教室の中で低栄養の人などを見つけて行政のほうにつないでいくような、そういう体制をぜひつくっていただきたいと思います。

それでは、次は、午前中の同僚議員の質問にもありましたシルバー人材センターについて伺います。

高齢者の生きがいづくりとして就労を促進するシルバー人材センターの取り組みは、経済的自立の意味でも重要な取り組みであると認識いたします。しかし、高齢社会と言いながら、シルバー人材センターの登録会員数は平成24年に563人であったのが、毎年減り続け、平成27年は498人と500人を切りました。新たに入会する会員がいる一方で、退会する会員の数のほうが上回っていること、また、定年65歳の延長に伴い、もとの会社に再雇用される人がふえていることが影響しています。

仕事を受注しても、その都度対応できる会員がいないことには、仕事を発注してくださる相手との信頼関係も築けないことにつながりかねません。広報紙による募集を初め、チラシを公

共機関に置いたり、駅前で配布したりと、会員の方も努力をしているようですが、なかなかふえない状況です。

平成27年度の事業運営状況報告を見ますと、牛久市の場合、男性の会員数が407名、女性の会員数が91名と、女性が男性の4分の1しかおりません。他の市町村に比べても女性の会員の数が極めて少ない状況です。この理由としては、女性の働く場が少ないこともあると思われます。しかし、これからは地域での子育てや介護が進む中、女性の活躍する場は多くなっていくのではないのでしょうか。

千葉県柏市の豊四季団地で行われている高齢者の生きがい就労について、教育民生常任委員会の研修でお話を伺ってきました。

団塊世代が退職し、地域で活躍する場所として地区社協や自治会活動、ボランティア、サロンなど、さまざまありますが、なかなかそういうものには敷居が高く、利用は一部の高齢者となっている現状があるようです。

そんな中、退職者のニーズを満たす居場所、活躍場所として、なれ親しんだ働くという生活スタイルと、地域貢献をして人とかかわり生きがいにしたいという、その両方を満たすために、柏市ではこの生きがい就労を位置づけています。

学童保育事業での学習支援や、環境、文化、外国語習得などの今までの経験を生かした専門的な知識を教えたり、保育事業では早番や遅番などの短い時間、つまりスキ間の仕事を行ったり、高齢者による昔の遊び、読み聞かせなどを補助的に行うことで、保育士が本来の業務に専念できるようにするという取り組みを行っています。

介護事業では、施設で働く有資格者の職員が不足している中、資格がなくても可能な業務である食事配膳や簡単な補助作業を行っています。

また、介護保険制度の改正に伴い、要支援向けの訪問と通所介護が地域支援事業として市町村の事業になり、その担い手はボランティアやNPO、介護事業者になっています。昨日の同僚議員の質問でも紹介されていましたが、先日の新聞に住民が担う介護で悩む現場の実態が載っていました。自治体の取り組みはさまざまで、大阪府茨木市では、ボランティアではあるけれども時給300円を支給していますし、東京都練馬区で時給1,000円以上を支給、一方、長崎県佐々町では住民の自立運営方式という形で介護ボランティアを養成しています。

今後、女性が働く場の創出について、行政として連携できること、また、この地域支援事業をシルバー人材センターと連携するほかに、牛久市としてはどのような展開をしていくのかお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 現在、地域支援事業の中でシルバー人材センターに委託して

いる事業は3つございます。1つは、高齢者の生きがい事業といたしまして行っているパソコン教室の実施、これは講師もシルバー人材センターの会員が担当しております。2つ目は、配食サービス事業を2カ所の特別養護老人ホームに委託しておりますが、そのうち博慈園が配達をシルバー人材センターに委託しております。3つ目は、総合事業の中でのホームヘルプサービス、訪問型サービスA事業でございます。

女性が活躍できる場としては、訪問型サービスAのホームヘルプサービスで、内容といたしましては、掃除、洗濯、買い物、食事づくり等で、まさに女性に適したものと考えます。現在、サービスの浸透が不十分なため、利用者の少ないのが現状でございますが、利用していただける方には既存の事業所の単価より安く、好評でございます。利用者が拡大してきた場合には、十分女性が活躍できる場として考えられるところでございます。

今後も地域支援事業の中でシルバー人材センターと連携を模索し、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 牛久市のシルバー人材センターの平成27年度の受注金額を見ますと、公共事業が約5,400万円、民間事業が1億4,600万円で、公共事業の金額は民間事業の金額の3分の1です。この公共事業と民間事業との受注金額について、県内ではほぼ同じ金額であるのは土浦市、鹿嶋市、那珂市、神栖市などがあります。牛久市でも高齢者のごみ出しのお手伝いとしてのふれあい訪問収集や、市の指定ごみ袋の配送、広報紙の仕分け、公共施設の管理・清掃など、シルバーの方の働く場の創出に協力されています。

このように、定期的な収入が見込めることで、安定した事業運営ができますので、その観点からも公共事業の受注をふやすことが重要だと考えます。昨今、空き家問題が全国で取り上げられるようになってから、自治体とシルバー人材センターが空き家等の適正管理に関する協定を結び、空き家の管理で困っている人に向けての取り組みが進んでいます。基本は建物を外から見て状況を確認し、雑草や庭木の状況を見て、写真とともに報告書を作成して、所有者に送付するという作業です。その上で、草刈りや剪定作業を希望するときには、見積書を作成するという流れになっています。茨城県内では、笠間市がこの4月から始めましたし、その他の自治体でも取り組みが広がっています。

牛久市でも今年度、牛久市空家等対策協議会を設置して、適正管理がされていない物件への対応が話し合われることと推測いたしますが、このようなシルバー人材センターとの連携も視野に入れた取り組みを考慮されていくことはありますでしょうか。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 牛久市におきましても、空き家対策は急務と考えております。

現在、市では、空き家の適正管理に関する業務に関しましては、職員が直接対応しておりますが、今後笠間市の事例等も調査研究し、シルバー人材センターとの連携について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 市からシルバーへの補助金は、平成15年は3,400万円、平成20年2,500万円、平成23年2,000万円、そして今年度は1,300万円と年々減ってきています。財政状況の厳しいところではあるでしょうが、先ほど申し上げた事業者からの受注依頼があった際に、対応できる会員を広く確保し、ユーザーの要求に対し自在に動ける体制を整備するためには、事務局の仕事も大変大きな役割を果たしてくると考えます。

今、牛久市のシルバーでは、全ての依頼の仕事に対して、その都度見積もりを計算し、双方の合意がされて契約が成立するという仕組みをとっているようで、それだけ丁寧なやり方をし、トラブルをなくすための努力をしています。

そんな中で、シルバーに対する補助金の金額についてのお考えと、事務局体制について、今後牛久市としてはどのようにお考えであるのかを伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 補助金の額につきましては、収支決算報告を加味して決定させていただいておりますが、平成21年に事務手数料を5%から8%に値上げしたことを受けまして、1,400万円から1,300万円に引き下げたのを最後に、現在まで据え置きとなっております。ここ近年、事業収入の伸び悩みが財政状況を厳しくしていることを受け、シルバー人材センターは、昨年、事務手数料を8%から10%に引き上げました。また、平成27年からは、派遣事業の実施により、国の補助金も前年度に比べ150万円の増加となっております。このことにより、平成27年度の収支決算は、安定したものとなっております。

シルバー人材センターは、公益社団法人という立場から、利益を追求するものではなく、また、自主・自立の運営が基本となります。補助金の額に関しましては、今後も事業実績、収支決算状況を精査して、適正な額を助成してまいりたいと考えております。

事務局につきましては、現在正職員3名体制となっております。事務局体制につきましては、理事会等で業務量等について十分議論していただき、検討していただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 働くということは、経済的自立とともに、社会貢献、やりがい、生きがいにもつながる大切なことであると先ほどもお話ししたとおりです。ぜひ牛久市とシルバー人材センターとがともにWIN・WINの関係で展開が進むように希望したいと思います。

それでは最後に、シニアクラブの活動について伺います。

老人クラブ、いわゆるシニアクラブは、老人福祉法第13条において「地方公共団体は老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブ、その他当該事業を行うものに対して、適当な援助をするように努めなければならない」と位置づけられています。全国的に平成10年をピークとして会員数もクラブ数も減少の一途をたどっています。

平成27年7月1日現在の茨城県内市町村の60歳以上の人口における老人クラブの加入率は平均11%で、市よりも町村のほうが加入率は高く、一番高いのは美浦村の37%、低いのは高萩市の3%と開きがありますが、牛久市は5.8%で、平均の約半分の加入率となっています。

平成21年に県老人クラブ連合会が行った実態調査の結果分析には、クラブの現状と課題を洗い出し、これからのクラブのあり方に対する提言が示されています。

ここでは、職業生活が長期化していることや、競合する活動や組織の増加、意識の多様化などから、会員を新規に獲得することの困難さがどのクラブにも共通していました。

牛久市では、現在、44のクラブが活動を行っているそうですが、6つのクラブが休会となっていますし、クラブのない行政区もあります。これらの地域への働きかけを行政としてどのように行っていくお考えかをお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 現在活動しているシニアクラブは44クラブで、休会は6クラブ、クラブがない行政区は15行政区となっております。

休会になる理由といたしましては、会員の高齢化・脱会による会員数の減少や、それに伴います奉仕作業・教養活動等の実施困難が挙げられております。

休会のクラブには、事務局が実情を確認し、新たな継続方法を模索しております。小坂や久野のシニアクラブは、一旦会を解散し、新たに若い世代を伴って立ち上げて活性化いたしております。現在、他の2地区でも新たに同様の立ち上げの準備をしております。

新しい地域では、もともと老人会が存在していないことから、新規の立ち上げは困難ではありますが、区との話し合いを機会があるごとに行っております。新たに立ち上がり、活性化したクラブの実情を区長会やシニアクラブ連合会の中で紹介して、他地域の参考にさせていただくことも今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） シニアクラブの活動の主なものは、花壇づくりなどの美化活動、防犯や子供の見守りといった安心・安全活動、健康増進のためのスポーツ・レクリエーション活動、また、交流活動などとなっています。

今までのこのような活動に加えて、新しい比較的若い会員を獲得し、後継のリーダーを育成していくためにも、若い会員世代が魅力を感じる活動、若い会員の意見が反映された活動も必要になってくるでしょう。そういった活動内容に苦慮しているクラブも多くあり、移手段の確保や講師の選定などの悩みもあると、さきの実態調査ではありました。シニアクラブに最適な地域活性化の政策を行政としてどのように提示していくのか。

例えば、行政の各部署と連携することで円滑に進む事業などもあるのではないのでしょうか。牛久市の場合も、高齢者の社会参加を促進する場として、シルバー人材センターや地区社協などがある中で、シニアクラブの果たす役割をどのように捉えて支援していくか、お考えを伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） シニアクラブの活動につきましては、各クラブごとの実績報告によりますと、スポーツ活動が29クラブ、清掃奉仕活動が25クラブ、友愛訪問活動が24クラブで実施、ほか、教養講座開催、地域見守り活動となっています。高齢化が進んでいるシニアクラブの現状では、各クラブとも、まず会員自身の健康維持が一番の目標であり、続いてクラブの内情に応じて可能な活動を無理なく行っている状況でございます。

若い世代で一新し、活動を活発化することも必要かと思いますが、それによってクラブに参加することを唯一の楽しみにしている高齢者の居場所がなくなるようでは本末転倒であり、そのバランスも重要かと思われまます。

小坂地区では行政区と密に連絡をとることで、若い会員の入会にもつながり、クラブとしてよい活動ができていると伺っております。こうしたことから、行政区の中での役割分担にしっかりとかわっていくことも活性化には必要かと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 先日の牛久市シルバーリハビリ体操指導士10周年記念の集いには、多くの指導士の方、また体操教室に通っている方が参加し、体操の考案者である大田仁史先生の講演会に聞き入っていました。リハビリとはラテン語でふさわしい、適しているという意味であり、障がいを負っても、年をとっても、人間らしく暮らし、最期まで人間らしくあること、そのために体操を通して、食生活を通して、地域活動を通して、健康寿命を延ばす取り組みの一層の充実が求められていくものと考えます。

昨年、高齢者に団塊世代が仲間入りし、10年後の2025年には、彼らは後期高齢者となり、支払う介護保険料は、国の試算では平均8,000円強になるというデータもあります。昨日の答弁の中でも、牛久市の2025年の介護保険料は8,300円という数字が提示されました。介護は社会全体の問題であるのにもかかわらず、地域や個人に負担を押しつけかねな

い状況が起きつつあるように感じます。しかし、介護の担い手と期待される余裕のある高齢者は多くはおらず、定年後も働く人はふえ、身内の介護で手いっぱいな人もいます。各地で自治会加入者が減り、民生委員の欠員は6,000人を超え、地域によっては世話役を一人で何役も背負う負担の集中が起きています。どのような形でも地域の支え合いをつくり上げていくのか、課題は多くありますが、高齢者が最後まで尊厳を持って生きられる社会を目指して、これからの5年間の牛久市総合計画後期基本計画にもその理念を生かしていただくことを希望して、私の一般質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、山本伸子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時45分といたします。

午後2時27分休憩

午後2時45分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） 皆様こんにちは。公明党尾野政子でございます。

通告順に従いまして、一般質問を行います。

まず、第1点目は、被災者支援システム導入についてであります。

このテーマにつきましては、平成21年の6月議会で取り上げさせていただきました。当時の執行部の御答弁といたしましては、「未曾有の大災害となりました阪神淡路大震災において、実際の対応業務の中から開発された業務支援システムであることから、当市でも利活用できる部分につきましては、活用してまいりたいというふうに考えております」とのことでした。その後、7年が経過いたしました。総務省から全国自治体に配付されているこの被災者支援システムCD-ROMは、7年前はインストールキー発行自治体の数が都道府県の118団体にとどまっておりましたが、その後、東日本大震災を契機に関心が高まり、本年の5月時点で910自治体となりました。特に徳島県や岐阜県の自治体は100%になっており、南海トラフ巨大地震の被害想定が心配される地域ほど危機意識が高いようでございます。全市町村の半分強がこの被災者台帳、被災者支援システムをインストールしたことになります。

被災者台帳とは、災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するための基礎となる台帳であり、災害対策基本法第90の3第1項において市町村の長が作成することとされています。被災者台帳を導入することによって、被災者の状況を的確に把握し、迅速な

対応が可能になるほか、被災者が何度も申請を行わずに済む等、被災者の負担軽減が期待をされております。このため、近年、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震等大規模災害のみならず、災害が多発する中、被災者台帳の作成への意識が高まりつつありますが、その作成は必ずしも進んでおりません。

こうした実態を踏まえ、内閣府防災担当におきましては、地方自治体に対して先進事例集、導入支援実証報告及びチェックリストを提示しているところでございます。この内閣府の報告書において、被災者台帳の先進事例の一つとして取り上げられている被災者支援システムは、1995年の阪神淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで、現在、地方公共団体情報システム機構の被災者支援システム全国サポートセンターにおいて、全国の地方公共団体に無償で公開、提供されております。

このシステムの最大の特徴は、家屋被害ではなく、被災者を中心に据えている点でございます。住民基本台帳のデータをベースに、被災者台帳を作成し、これをもとに罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など、被災者支援に必要な情報を一元的に管理します。これによって被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができるというものでございます。

システム導入に当たりましては、厳しい財政事情の中、システム経費まで捻出できない、いつ起こるかかわからないことにお金も労力もかけられない、またはコンピュータに精通した職員がいない等、消極的な意見が聞かれております。

しかし、被災者支援システムは、阪神淡路大震災のさなかに、職員が被災住民のために開発したもので、必ずしも高いIT能力のある職員がいなければできないわけではありません。また、導入に当たって地方自治体からの求めに応じて、被災者支援システム全国サポートセンターから講師派遣することも可能でございます。その際の旅費等、全て無償で説明を受けることが可能となっております。昨年の広島土砂災害や、今般の熊本地震においても、システムが導入されていたにもかかわらず、導入後の運用が適切になされていなかったため、いざというときに十分使えなかった事例も発生しております。現在、広島市においては、サポートセンターの支援のもと、適切に運用されているとのことでございます。

導入費用については、仮に民間企業に導入支援を委託したとしても、20万円から約50万円程度というふうに聞いております。埼玉県桶川市では21万円、福井県敦賀市では46万円等となっております。新たな設備は特に必要なく、既存のパソコンがあれば十分対応可能とのことでございます。運用においての経費も、その市町村のやり方で、ゼロ円でやっている自治体も多く、また業者に委託し、年80万円から90万円負担しているところもあるようでございます。

システム導入自治体の一つである奈良県平群町には、昨年、世界銀行が視察に訪れており、世界からも注目される被災者支援システムの取り組みがなされております。世界銀行は兵庫県西宮市にある被災者支援システム全国サポートセンター長から理想的にシステムを運用しているのは奈良県の平群町と聞き、視察に訪れたとのことでした。私もこの情報を聞きつけ、先月、8月19日、平群町へ視察に行つてまいりました。平群町の被災者支援システムは、平成21年10月稼働いたしております。最大の特徴は、稼働当初から最新の住民基本台帳のデータと連動し、毎日午後9時に自動更新される仕組みをつくったこととでございます。

少々述べさせていただきますと、平群町では、平成24年に家屋データの連携開始、平成26年には要援護データの連携開始、そして地理情報システム（GIS）の導入など、担当課の壁を超えてデータの連携を評価してきたこととでございます。GISを使えば、被災者支援システムの画面上の住宅地図で被害に遭った地域を範囲指定すると、瞬時に被災者台帳がリストアップされ、さらに自力では避難が難しい要援護者のデータも連動しているので、すぐに情報を引き出せるというものでございます。

また、この平群町の被災者支援システムの稼働管理に一貫して携わってきた電算担当の方の言葉が大変印象的で、心に残りました。その内容の一つは、災害発生時に自治体職員に求められる身体的、精神的負担は相当なものであり、情報システムの導入で少しでも事務にかかる職員の負担を軽減できれば、職員の過労死など二次災害を防ぐとともに、人間にしかできない被災者のサポートにより多くの職員を割り当てられると考えるというものでございます。

そして、また、2つ目としては、大半の自治体では激甚災害の経験がなく、災害発生時に何が必要か、どのような情報を、誰から、誰に伝えなければならないかを具体的にイメージすることは困難である。この点において、西宮市が開発された被災者支援システムは、机上のシステムではなく、阪神淡路大震災を初め、東日本大震災など多くの激甚災害において、それぞれの自治体から出された要望を受けて改良が続けられたものであり、システムの内容も検証するだけで先達の経験からのみ得られる貴重な知識に触れることができるものであるということ。

そして、3点目、よくある間違いに、被災者支援システムは防災担当者の使うシステムでしようというのがある。被災者支援システムは、地域防災計画に定める職務を行う全ての職員の業務を助けるものであり、実際にはほぼ全ての部署で使用するという前提で導入を検討すべきである。組織として、自治体全体で使用するシステムである以上、情報システム担当課の協力なしに被災者支援システムを導入することは不可能である。また、システムに必要となるデータが住基部門、税務部門、福祉部門など、複数の部局にまたがるため、プロジェクトチーム等により協力体制を構築することが望ましいということ。

そして、4点目、被災者支援システムの構築については、業者委託すればサーバー構築、デ

ータ連携とも比較的容易に実現可能であるが、構築しただけでは間違いなく何の役にも立たないと申し添えておりました。

そして、5点目、職員研修で地域防災計画上の職務について職員に周知すること、そして、その職務を実際に遂行するために被災者支援システムがあることをあわせて周知すること。可能であれば被災者支援システムの操作研修を行うこと。電算部門の協力を得てバージョンアップを行う、そして年に一度全庁的に訓練を平群町では行っているということでもございました。

先ほども大きな揺れがございまして、びっくりいたしましたけれども、今何事もない平時に、この被災者支援システムを導入し、いざというとき職員を守り、そしてそれがまた市民を守ることにつながるものと深く認識をし、帰ってまいった次第でございます。以上の観点から、この市の御所見をお伺いしたいと存じます。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） お答えいたします。

このシステムは、阪神淡路大震災の後、兵庫県西宮市情報センターが開発したもので、住民台帳を基本として被災者の台帳管理、避難所情報、緊急物資の管理、仮設住宅の管理など、発災時から被災者を支援し、復興までの自治体運営をアシストするシステムでございます。

当市におきましても、平成21年に地方自治情報センターよりソフトが配布されておりましたが、住民記録データの取り込み、セットアップ経費などを検討の結果、システム構築までには至っておりません。

地方公共団体情報システム機構によりますと、システムインストール時に必要なパスワード発行件数は平成28年3月末で907件であります。牛久市と同様にその全ての自治体が購入しているかは不明でございます。

システムソフト自体は無償提供されておりますが、運用サーバーの設定や地図情報との連携など、ハード面、ソフト面で導入経費の発生も見込まれることから、今後、システムの検証や導入自治体等の意見等も参考にしながら、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、1点再質問をお願いいたします。

ただいまの御答弁で、調査研究してまいりたいとのことでございました。ですので、大いにこの点について調査研究をお願いしたいと存じます。そのためにも、1点私のほうから提案がございます。被災者支援システム全国サポートセンターでは、4年前から全国の自治体の要請を受けて、無料の出前講座を行っております。目的は各自自治体の職員の意識変革を促すこと、システムの具体的な操作方法を練習するというところでございます。申込期限も平成29

年1月31日までとのことでございました。講師派遣にかかる旅費は地方公共団体情報システム機構で一切負担しますので、費用はかかりません。ぜひ早目の申し込みを提案いたしたいと思いますが、この点について伺いをいたしたいと存じます。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） お答えいたします。

先ほどシステム上でできる業務としまして被災者台帳の整備や罹災証明の発行ができるということがございましたが、こちらにつきましては、牛久市としましては職員が基幹システムから情報を抽出できるEUCというものがございます、エンドユーザーコンピューティングです。これを使いましてアクセスや、それを使ったソフトを用いてこういう台帳をつくるということで、現在行っております。よって、改めて今、地方公共団体情報システム機構が実施するシステム導入に向けた講演及び操作研究の派遣依頼は、現在のところは考えておりませんが、先ほど申し上げたとおり、調査研究をする中で、システムに関しまして必要であれば、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ぜひともよろしく願い申し上げます。

それでは、続きまして、2点目、難病見舞金見直しについてであります。

治療することが難しかったり、珍しい病気だったりといった難病の医療費助成対象の疾病が昨年の2015年以降、法律が改正され、56から306に拡大され、対象者も78万人から150万人にふえました。また、これとあわせて子供の難病も同じように514から704へとふえ、対象者は11万人から15万人へと大幅に拡大されました。このように、難病の方、御自身や御家族の負担が軽減されたことは、大変喜ばしいことでございます。

先日、その難病をお持ちの方、御本人より私のもとへ要望をいただいた次第でございます。

内容は、今現在、牛久市の難病見舞金は毎年年間2万円だが、阿見町においては毎年年間3万6,000円とのこと。どうしてこのように差が生じるのか、見舞金設定はどのように決まるのか、教えてほしい。また、見舞金の見直しはできないものかというものでございます。

私も市の例規集、牛久市難病患者福祉見舞金支給要綱に目を通しました。その上で、5点について伺いたいと思います。

まず、第1点目でございます。難病見舞金導入の背景について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 難病見舞金導入の背景につきまして、牛久市におきましては、平成12年9月に牛久市難病患者福祉見舞金支給要綱を制定し、平成13年1月より、原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病に罹患した市民に対し、闘病とその保護者の

労苦に報いることを目的に、難病患者福祉見舞金を支給しております。難病患者福祉見舞金は、茨城県より指定難病特定医療費受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証を発行された方を対象に支給しております。この受給者証が交付されることで、県より難病治療にかかる医療費の助成が受けられます。受給者証の有効期限は1年であるため、難病患者福祉見舞金の申請も毎年行っていたいております。

見舞金の導入に至った経緯でございますが、実施が15年前であり、書類や記録文書は規則にのっとり管理していることから、文書保存年限が過ぎており、確認することができませんでしたが、当時、近隣市町村では土浦市と取手市が実施していたこともあり、市民からの要望を受け実施をしたものであると思われまます。以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、次に、2点目でございますが、見舞金設定の根拠について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 設定の根拠につきましては、平成13年度当初は、月3,000円で、年間最大3万6,000円を支給しておりました。当初の料金設定の根拠につきましては、先ほどお答えしたとおり定かではありません。平成16年度に支給方法の見直しを行い、現状の年一括2万円支給としているところでございますが、その見直しに当たっての根拠についてお答えいたします。

平成15年10月に国の「特定疾患治療研究実施要綱」改正により、一部の対象者が「軽快者」として医療の対象から外されました。市は軽快者に対しても治療の必要がない方にも認定者である限り見舞金を支給するという方針としたため、総額を減額し、認定者全てに見舞金を支払う体制といたしました。

さらに、平成27年度に、指定難病が56疾病から306疾病へ、小児慢性特定疾病が514疾病から704疾病に拡大するに当たり、該当者がふえることを見越し、見舞金額や支給体制の検討もしましたが、他市町村の支給状況も踏まえ、現状維持とすることといたしましたものでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、3点目、他市町村の金額の設定について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 難病見舞金の支給は、平成28年度現在、県内44市町村全てにおいて実施されております。

支給方法は、月割りが17市町村、当市と同様に年一括が27市町村となっております。

支給総額は、1万円から4万8,000円と幅がありますが、2万円未満が13市町村、当市と同様の2万円も13市町村、2万円より多いところは、ほとんどが月割り払いの市町村で18市町村となっております。平均をいたしますと、2万4,000円の支給となっている状況でございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、4点目、当市の見舞金の対象人数について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 平成27年度の牛久市難病患者福祉見舞金の対象者は、竜ヶ崎保健所に届け出をされた指定難病特定医療費受給者565名と小児慢性特定疾病医療受給者77名、合わせて642名です。

対象者は対象疾患がふえたこともあり、平成26年度から48名ふえている状況でございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、5点目、最後になります。見舞金見直しの所見についてお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、見舞金見直しの所見についてお答えします。

牛久市難病患者福祉見舞金は、平成13年1月から開始し、平成16年に見直しを行って以降、年間2万円の支給を継続しております。他市町村の設定金額と比較しても妥当な金額であり、現在のところ見直しは予定しておりません。ただし、平成27年に対象疾患が拡大されたことにより、昨年度は対象者が48名増加しましたが、今後の申請者の増加状況や近隣市町村の状況を踏まえ、支給対象範囲や金額の見直しを図っていきたいと考えております。

また、見舞金の周知方法は、毎年保健所申請時にお知らせを配布し、また経年申請者には翌年の申請書を事前送付するなど、周知を図ってまいります。平成27年度見舞金申請者が76.5%になっております。茨城県が認定している難病患者の全ての方に周知の有無による不公平がないように、対象者全員に周知できるように努めてまいります。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ただいまの御答弁に、今後は申請者の増加状況や近隣市町村の状況を踏まえ、支給対象範囲や金額等の見直しを図っていききたいということですので、そのときはぜひ少しでも前向きに御検討をお願いしたいと存じます。これは要望ですので、御答弁は不要でございます。

続きまして、大きな3点目、期日前投票の改善についてであります。

本年7月、第24回参議院選挙が行われました。期日前投票が始まりますと、私どもにも市民の方からさまざまな要望が寄せられます。例えば、エレベーターのそばに車椅子を設置してほしいなど、また、急ぐ内容のものもあり、そのたびごとに総務の選挙管理委員会の窓口と連携させていただきました。職員の皆様におかれましては、毎回迅速に、誠実に対応いただき、大変に助かりました。感謝申し上げたいと存じます。

そのほかにも、市民の方からいただいたお声、要望の多かったもの2点について伺います。少し細かいところですが、よろしくお願い申し上げます。

まず、1点ですけれども、保健センターでの投票についてであります。本庁舎の投票所は、4階に上がってから投票できる部屋まではわかりづらく、距離があるので、今までどおり保健センターで投票ができないものかと、特に高齢者の方やその御家族の方よりお声をいただいておりますので、御答弁をお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） お答えいたします。

牛久市役所敷地内における期日前投票につきましては、長期にわたり保健センター会議室において行ってきたことで、有権者の皆様にも定着していたところではございましたが、昨年8月、これまで期日前投票所として使用していた会議室に「FMうしくれしく放送」のスタジオが設置されたことにより、昨年9月の牛久市長選挙では、第3分庁舎1階において期日前投票を行いました。

その後、ことしの4月にその会議室も職員の執務室となり、使用することができなくなったことから、ことし7月の参議院選挙では、本庁舎4階会議室において期日前投票を行ったところでございます。

現在ある保健センターの会議室は、約100名で会議が開けるほどの、市役所で最も広い会議室となっており、さまざまな会議や講習会の会場として頻繁に利用されるほか、災害発生時には対策本部の設置場所として使用されております。また、保健センター1階の各部屋も、予防接種や各種健診での使用が見込まれておりますことから、保健センターを期日前投票所として連日にわたって使用することは、極めて困難であると考えております。

市役所内に期日前投票所を設置する場合、広さや設備等を考えますと、現状では本庁舎4階の会議室に限られてまいります。ことし7月の参議院選挙では、初めての設置であったこと、短期間のうちに場所が変更となったことで、迷ったり御不便を感じたりされた方が多くいらっしゃったことと存じます。今後も、案内表示を工夫するなど、改善を重ねてまいりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、2点目でございます。

高齢者等に靴の着脱不要のためのビニールシート設置についてでございます。

奥野生涯学習センターは、靴の着脱があり、歩行が不安定な高齢者の視点に立ちますと、着脱不要のためのビニールシートが必要ではないかとの要望でございます。これに対する御答弁をお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 奥野期日前投票所へのシートの設置についてでございますが、奥野生涯学習センターを利用されている講座受講者等への影響を含め、センターと調整しながら、次回の選挙から設置できるよう検討してまいります。以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ありがとうございます。

今後とも高齢者や障がい者の視点に立って対応に心を砕いて、スムーズに投票ができるよう、取り組んでいただきたいと思います。

最後に、子供のB型肝炎対策についてでございます。

B型肝炎は、ウイルス性感染の一つであり、日本ではC型肝炎に次いで多い肝炎であります。B型肝炎ウイルスは、ほかの肝炎ウイルスよりも血液中のウイルス量が多く、感染しやすいと言われております。また、将来的に恐ろしいのが、ウイルスに感染した後に体外へ排除されずに、ウイルスが肝臓にすみつく状態、いわゆるキャリアと呼ばれる状態になることです。キャリアとなっても症状はほとんどなく、検査をしなければ感染しているかどうかわかりません。また、子供は大人に比べてキャリアとなりやすいことがわかっております。現在、このB型肝炎ウイルスに感染している人の数が全世界で約3億5,000万人とも言われており、そのほとんどが持続的に感染している、いわゆるキャリアと呼ばれる状態であるそうでございます。

また、その中で、年間約50万人から70万人がB型肝炎に起因する疾病、肝硬変や肝がんなどで死亡していると推定されております。

大人になってB型肝炎ウイルスによる肝硬変や、肝がんで苦しんでおられる方たちの多くは、子供のとき、それも3歳までに感染したためとも言われております。

これまで日本では、多くがB型肝炎ウイルスのキャリアの母親から赤ちゃんへの母子垂直感染によるものでしたけれども、1985年より健康保険の給付により予防接種が進み、母子感染によるキャリアは減少しております。

一方で、近年問題視されているのは、父子感染などの家族内感染や保育園等で子供同士による水平感染です。これらの感染経路がわからない場合も多く、より一層予防接種による予防の重要性が増しております。特に乳幼児期は、唾液や汗、涙などの体液を介して感染する機会も

少なくありません。これを受けて、世界保健機構（WHO）は、平成4年に全ての赤ちゃんにB型肝炎ワクチンを接種するよう勧告し、既に2008年時点においてWHO加盟国193カ国のうち177カ国でB型肝炎ワクチンが定期接種となっているところでございます。

そして、日本でもようやく本年2月5日に開催されました厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会の中で、この10月からB型肝炎ワクチンの定期接種化が了承されました。

そこでお伺いをいたします。B型肝炎予防接種の定期化の内容と目標接種率をお示しいただきたいと存じます。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） B型肝炎ワクチン予防接種の内容についてお答えいたします。

平成28年6月22日付、予防接種法施行令等の一部改正に伴い、新たにB型肝炎ワクチンが定期接種に位置づけられました。接種開始は平成28年10月1日となっており、対象者は平成28年4月1日以降に生まれたお子さんで、生後2カ月から1歳に至るまでの間に、3回の接種を実施いたします。

平成28年度の対象者数は、平成28年4月から7月生まれは219人、8月から平成29年1月生まれは、月出生数の平均を60人で見込み、合計600人となっております。

目標接種率につきましては100%で、期限内での接種が完了するよう、個別通知等で周知し、接種スケジュールの相談や接種勧奨をあわせて実施してまいります。以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 接種率の目標は100%ということですので、高い接種率を期待しております。

また、2点目でございます。子供のB型肝炎のキャリア化のリスクとその治療法についてでございますが、B型肝炎の予防接種の定期化は、肝炎、肝硬変の原因となる慢性肝炎、さらに言うとそのキャリア化を予防するというものだと思いますが、子供のB型肝炎のキャリア化のリスクと、その治療法についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 子供のB型肝炎のキャリア化についてお答えいたします。

B型肝炎は、B型肝炎ウイルスを含んだ血液や体液から感染して起きる肝臓の病気です。感染経路は母親から出産時に赤ちゃんに感染する垂直感染と、唾液等の体液から感染する水平感染の2つがあります。近年問題視されているのが水平感染で、家族内や保育園等での集団生活における施設内での感染例が報告されております。

B型肝炎ウイルスに感染した場合、健康な成人であればほとんどが一過性の肝炎で治癒し、ウイルスを体内に保有したままとなる「キャリア化」はないと言われております。しかし、免疫機能が未熟な3歳未満の乳幼児の感染は、キャリア化しやすく、無症状のまま進行し、感染者の10%から15%が肝硬変や慢性肝炎などを発症する場合がありますため、高いリスクがあるとされています。

治療については、日本肝臓学会による「B型肝炎治療ガイドライン」や厚生労働科学研究班による「小児B型慢性肝炎の治療ガイドライン」等が医師向けに作成されており、インターフェロン療法や内服薬投与により、専門医療機関等で適切な治療が行われるものとなっております。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 3点目でございます。既に任意接種をした3歳未満児の数について、わかりましたらお示しいただきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） B型肝炎ワクチン予防接種の任意接種状況についてお答えいたします。

B型肝炎ワクチン予防接種は、国際的にも推奨されており、WHO加盟国では、194カ国中184カ国で接種を実施しております。日本は長年ワクチン後進国とされ、世界との「ワクチンギャップ」の解消が課題となっている中で、2014年10月には、日本小児科学会がB型肝炎ワクチンの接種の推奨を開始し、一部の関心の高い保護者が任意接種を実施している状況がありました。

予防接種の状況につきましては、健康づくり推進課で実施しております家庭訪問や乳幼児健診時に確認しておりますが、市が登録している予防接種は、定期接種と当市で補助している任意接種のおたふくかぜとロタウイルスのみであるため、B型肝炎ワクチンの任意接種者数については把握しておりません。また、牛久市以外の一般的な任意接種者数についても、統計資料が得られておりません。以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 最後、4番目でございますが、3歳児までを対象とした当市の助成についてでございます。

ただいまも、免疫機能が未熟な3歳未満の乳幼児の感染はキャリア化しやすく、感染者の10%から15%が発症するとの御答弁がありました。

このたびの定期接種の対象はゼロ歳児のみであり、キャリア化のリスクが高い3歳児までは、当市の一部負担で接種できるよう、任意助成事業の実施を提案するものでございます。3歳児

までの助成であれば、1歳児が3歳を迎えるまでの2年間の時限的な事業となり、それ以上の事業継続は必要がありません。将来の日本を支える子供たち全員が宝です。今できることを工夫していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 3歳児までの助成についてお答えいたします。

今回の予防接種法施行令等の改正により、B型肝炎ワクチン予防接種の実施対象者は平成28年4月1日生まれ以降の者となっております。

B型肝炎ワクチン接種の定期化実施については、厚生労働省予防接種基本方針部会において研究事業の結果等を踏まえて審議され、高い接種率とほぼ100%の抗体獲得率が期待できることから、定期接種としては接種期間を1歳に到達するまでのゼロ歳児で3回接種と設定されております。

適切な時期に、効果的なワクチンを接種することが最優先となりますので、市といたしましても当面は法令どおりゼロ歳児を対象としたワクチン接種を進めてまいります。

また、免疫機能の異常など、長期にわたり療養を必要とする疾病により、やむを得ず接種期間内に実施ができなかった場合、当該理由が消滅してから2年以内に接種をすれば定期接種として認められる特例措置が予防接種施行令に設けられております。B型肝炎ワクチン接種についても適用されますので、対象者について高い接種率を確保できると考えております。

また、既に牛久市では、任意接種として平成19年度よりおたふく風邪、平成27年度よりロタウイルスの一部助成を先駆的に助成しております。今後の任意接種拡大につきましては、国の動向や医学的見地を鑑み、優先順位等について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 以上で尾野政子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時45分といたします。

午後3時31分休憩

午後3時45分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番(須藤京子君) 皆さん、こんにちは。市民クラブの須藤京子でございます。

通告に従いまして、一般質問を一問一答方式で行ってまいります。

今回の質問は、大きく3項目ですが、通底している問題意識はひたち野地区に予定されている中学校建設や2019年に開催されるいきいき茨城ゆめ国体の会場として牛久市が整備を進めなければならない武道場建設など、大型建設事業の財源をどう確保していくのかを真剣に考えていかなければならないとの危機感からであります。

(仮称)ひたち野うしく中学校建設は、昨年の市長選の争点であり、市民は建設の道を選びました。また、新たに浮上した武道場建設は、前市長時代に開催地として決定されたもので、市はその責任をとらざるを得ない状況に置かれております。

こうした状況に、市政運営を預かる根本市長を初めとして、庁内では一丸となって財源確保に向け努力されているところだと推察する次第であります。

そこで、今回の質問は、異なる視点から広い意味での財源問題につながると考え、質問する次第であります。

まず、平成27年度決算について伺います。詳細は決算特別委員会で行いたいと思っておりますが、ここでは決算を総括して、どのような認識を持たれたのかを伺っていききたいと思います。27年度決算は、根本市長にとっては下半期の半年間、事業執行に携わられたということになります。この間に前任市長が組んだ予算で事業執行をしつつ、選挙公約で市民の皆様にご提案した施策を着実に実行していくことは、そう簡単ではなかったことと思います。

しかしながら、中学校新設のための土地取得に向けた動きや、市役所消防隊の結成など、就任早々から行動に移されていることは市民も評価するところだと思っております。

そこで、根本市長の就任以降、27年度当初予算に編成されたものを見直し、市政運営の方向性を変更したものなど、予算と決算との関係で変化が見られたものがあるのか、経営手腕の違いから決算へ影響を与えたものがあるのか、市長交代による予算執行の変化と決算状況について伺います。

○議長(市川圭一君) 市長根本洋治君。

○市長(根本洋治君) 平成27年度につきましては、年度途中の就任ということもあり、私の行いたいことは全て反映されたわけでございませぬが、その中での決算に反映することができた見直しの際たるものとしては、牛久第二小学校の保育園整備の凍結が挙げられます。

これは、牛久第二小学校の利用者の方々と、十分な意見調整を行った上での実施であるかどうか、また、その跡地の利用がどうであったか、私にはどうしても納得できないことであります。そして、そのためにも一時凍結した方向を見出したわけでございませぬ。これは、行政が事業を行う上で、一方的に事業を推し進めるのではなく、そこで生活する、また、活用する方々、

さまざまな方々の意見の調整をしっかりと行い、事業の実施に取り組んでいきたいという考えに立った見直しでございます。

また、昨年度の決算に反映することはできませんでしたが、現在取り組んでいる改善策といったしましては、まず、ひたち野うしく地区への中学校建設におきまして、基本設計にプロポーザル方式を導入いたしました。これは建設コストを抑えることはもちろん、建設に係る費用対効果を最大限にするための取り組みとして行っております。

また、このほか、作業に取りかかったところではございますが、土地開発基金保有財産を含めた未利用資産の売却や、市営住宅の集約化に取り組んでまいります。

現在作業中のものにつきましても、一日でも早くその方向が示せるよう進めてまいります。また、私は、来年度の予算の執行をするに当たり、1年間の事業の検証、それから課題をしっかりと見出し、予算に組み込むことを各部に指示しております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今、市長から答弁をいただきましたけれども、ちょっと私も忘れかけておりましたが、前任市長が牛久第二小学校に保育園を開設しようとしていて、それを市長が凍結されたということを思い出しました。

公立保育園の施設の老朽化は大変重要な問題ではありますが、一方的なトップダウンによる小学校への保育園移設は、将来に禍根を残すところであったというふうに改めて思い起こしました。

このように、トップの交代とともに事業の見直しを行ったり、事業のスリム化を図ることは、有効に機能することにもつながるというふうに思っております。これからも積極的に事業の棚卸しを実行していただきたいというふうに思うところです。

答弁の中にありましたように、後で私の質問の中にありますけれども、未利用地の活用、それから、市営住宅の集約、このようなことも私の最後の質問の中でのPRE戦略の中で、今ある財産をどういうふうに有効にするかということで、大変有効ではないかというふうに思いますので、申し上げましたように、事業の棚卸し、一層進めていただきたいと思うところであります。

さて、次に、歳入に関して数点を伺わせていただきます。

まず、地方税の動向、税の収納率について伺うものであります。

さきの議員全員協議会で10カ年の税収見込みが執行部から報告されました。それによると、市税は28年がピークで、29年度はおおよそ2億円、30年度はさらに1億5,000万円の減収となっていることがわかります。ひたち野地区の中学校新設問題では、こうした点が反対する人たちの懸念材料となっているわけですが、この税収見込みを示す根拠として、人口増、

経済状況等をどう見込んだのか。また、税の収納率の推移をどう判断しているのかを伺います。

○議長（市川圭一君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 質問にお答えいたします。

10カ年、税収の見込みは、平成20年度から報告が始まり、今年度で9回目となり、市民税を初めとする市税全体の歳入額について、過去6年度分の決算額と本年度の見込み額及び10年後の予測額を示したものとなっております。

内容についてでございますが、平成28年度決算見込み額がピークの金額となりまして、118億2,200万円、10年後の平成38年度には平成28年度の決算見込み額と比較して8億700万円減の110億1,500万円を予測しております。

10年間の予測額中、固定資産税につきましては、3年に一度の評価がえにより、約1億5,000万円前後の減額が発生すると予想し、土地の価格につきましてもほぼ下げどまり傾向にあることや、家屋の新築軒数もひたち野地区のピークが過ぎたことなども加わり、徐々に減額になると予測しております。

市民税における人口要因につきましては、平成33年度までは微増と予測し、平成34年度以降は微減と予測しております。法人市民税につきましては、経済状況の影響を大きく受けるため、予測することは大変困難でありますので、平成28年度決算見込み額と同額に見込んでおります。

また、収納率につきましては、過去の実績により全体的に厳しく算定した結果となっております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） この10カ年の見通しですけれども、この中で、数年間は微増ということで、その人口の、この税収見込みの根拠となる人口増に関して改めて質問させていただきたいというふうに思うんですが、牛久市には御存じのように大きな工業団地も国の施設もなく、優良な住宅地として発展してきたという経緯があります。中学校新設は市の教育環境を充実させることによって、住みたくなるまち牛久をパワーアップさせる大きな要因となり、定住人口の増加につながると考えております。

こうしたまちづくりに対する積極的な施策が、人口の社会増をつくり出すというふうに考えておりますが、今回示された税収見込みには、こうした積極的なまちづくり施策を展開していくことというのは勘案されているのかを再度お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 再度の御質問にお答えいたします。

今回お示した10カ年、税収の見込みの人口要因につきましては、牛久市人口ビジョンに

基づいた人口推移を勘案しての税収見込みとなっております。

市内で最も人口が増加しているひたち野地区への中学校新設を初めとするさまざまな施策を通して、住みやすさ、産み育てやすさの向上を図ることで人口を維持し、少子高齢化に歯どめをかけることが期待でき、ひいては税収の安定にもつながると考えております。

なお、税収見込みにつきましては、今後の経済状況や税法改正等により、増減することもありますので、毎年それらを勘案し、10年後の予想をするものでございます。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今の御答弁でもありましたけれども、ひたち野に中学校を新設、こうしたものがなければ、もっと税収の見込みは下限のほうに訂正せざるを得ないというように私はその答弁から読み取ったわけですが、こうしたことはひたち野地域においては必須の条件だというふうに認識することが改めてできたということで、牛久市の方向性というのは間違っていないというふうに感じた次第です。

次に、地方交付税の動向、交付税改革への対応について伺います。

27年度決算における財政力指数は、平成23年度をピークに、ここ数年0.882前後のほぼ横ばい状況に置かれています。龍ヶ崎市や取手市よりは0.1ポイント以上高く、阿見町より若干、つくば市より0.1ポイント低いというのが牛久市の現状と言えます。自主財源の確保を初め、行財政改革をさらに進め、牛久市の財政力を高めていくことが必要だと考えます。

一方、地方交付税については、平成28年度から取り組みが本格化する地方創生への対応が注目されるとともに、経済・財政再生計画において、経済再生に合わせ危機対応モードから平時モードへの切りかえを進めていくとされております。その結果、地方税制計画における歳出特別枠や交付税の別枠加算の取り扱いが問題となりました。そうした状況は、牛久市においてどのような状況をもたらすのでしょうか。27年度の交付税の動向について伺います。

また、こうした交付税改革には、28年度に向けてもどのように対応されているのか、牛久市の現状と取り組みについて伺います。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 地方交付税の動向についての御質問にお答えいたします。

交付税制度につきましては、昨今の社会情勢及び国の経済状況等をもとに毎年算出基準の改正がされているものでありますが、平成27年度においては、まち・ひと・しごと創生の推進のため、交付税算定費目の一つである地域の元気創造事業費の増額がなされ、さらに、人口減少等特別対策事業費が新たに創設されております。

この結果、牛久市における平成27年度普通交付税決算額は、14億3,000万円となっ

ており、前年度の11億7,000万円から2億6,000万円の増額となりました。

また、28年度に向けてどのように対応されるかということなんですけど、平成28年度以降の交付税制度の大きな変更点といたしまして、その算定方法にトップランナー方式というのが採用されております。

これは、歳出効率化に向けた先進自治体の取り組みを算定に反映させるというものであり、交付税算出上の需要額が低く抑えられることから、当然普通交付税は減少することとなり、牛久市に対する影響額は平成28年度で約2,000万円の減額という試算がなされています。

交付税が削減されるということは、もちろん牛久市にとっては喜ばしいことではなく、収入減少に備えるための歳出抑制をこれまで以上に取組みなければならず、先ほど申し上げた改善を初め、あらゆる面から歳出の抑制、さらには新たな財源の創出に取り組んでいかなければならないと認識している次第でございます。

また、国がトップランナー方式を採用するという事は、全国の先進自治体の歳出削減策がどのようなものであるかを調査研究するよい機会になるものとも考えております。

実際に成功している事例が牛久市にも導入可能なものであるかどうかの検討を行い、有益なものであれば積極的に取り入れて、行財政改革につなげてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今、御答弁いただきましたように、新たな財源の確保というのは、本当にどの自治体でも大きく頭を悩ませる問題だというふうに思います。

そうした中で、ふるさと応援寄附について、次に伺ってまいりたいというふうに思っております。

このふるさと応援寄附、平成21年度から始まりましたけれども、牛久市でも年々寄附額が増加をしていると聞いております。全国的に見れば、当初の目的である税制を通じてふるさとへ貢献するという仕組みは大きく外れておりますけれども、自治体が用意した返礼品目的で寄附をするだけという事態も生み出されました。高額返礼品に対しては、総務省も警鐘を鳴らすという事態が起きております。しかしながら、寄附金という形ではあっても、歳入の確保という観点から見れば、有効な一手段となることは事実であり、返礼品が充実していれば寄附額もふえるという実態は認めざるを得ません。牛久市に寄せられたふるさと応援寄附の実態はどうか、また、寄せられた寄附金の活用状況はどうなっているのか、今後、返礼品をふやし、広げていく方針なのか、伺います。

○議長（市川圭一君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） お答えします。

御質問のふるさと応援寄附は、平成26年度までの窓口納付に加えて、平成27年度から株式会社トラストバンクが提供しております「ふるさとチョイス」というサイトを通じて、インターネットからの寄附の申し込みを受け付けており、返礼品として地元の特産品をお送りしております。

これにより、平成26年度の寄附額184万6,282円に対し、平成27年度は3,515万5,100円と、対前年度比、約1.9倍の伸びとなりました。寄せられた寄附金は、寄附者の意向に沿って平成27年度の事業に全額充当されており、その主なものとして、ひたち野うしく小学校の増築に2,457万5,000円、地域安全パトロールに433万5,000円、水中運動健康教室の実施に350万5,000円などとなっております。

今後も、市内の業者及び生産者の方々の御協力のもと、多種多様な地場製品の確保に努めるとともに、リピーターをふやすべく、魅力ある返礼品の提供に努めてまいります。

なお、今月、9月1日からは、ふるさとチョイスに加えて、ヤフー株式会社が運営する「ヤフーふるさと納税のページ」からも寄附の申し込み、及び支払いを受け付けており、インターネット大手であるヤフーにも申し込み窓口を設けることによる寄附者の増加を期待しているところでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今回の質問では、歳入についても決算の特別委員会のほうに詳細は委ねたいと思いますので、ここでは余り細かいところに立ち入ることは控えておきたいというふうに思います。

次に、歳出に関して数点を伺います。

まずは、経常経費と投資的経費、経費的事業の状況についてであります。

経常的経費は、人件費や扶助費の増加したことにより、公債費が若干減少したものの、増加をしております。中でも、扶助費は着実に増加の一途をたどっております。市政運営は市民の福祉の向上のためであり、扶助費はまさにその経費であることを考えれば、その増加は地方自治体必然と言えます。しかし、運営に当たっては、最小の経費で最大の効果を生むものでなければなりません。市政運営に当たって、扶助費の現状をどう捉え、今後の見通しをどう考えておられるのでしょうか、伺います。

また、投資的経費、投資的事業は、26年度と比べると若干減少をしております。牛久市は今後中学校新設や武道場建設に着手しなければならないことから、メリハリのある事業展開を図っていく必要があると考えております。27年度の状況と今後の投資的事業の方向性について伺います。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） ただいまの、扶助費並びに投資的経費の御質問にお答えいたします。

先日の小松崎議員への答弁と重複する部分もございますが、扶助費のみならず、福祉関連の特別会計への繰出金も含めた、いわゆる社会保障関係経費の増加が本決算に与えた影響は大変大きいものとなっております。

また、今後の見通しといたしましては、これまで牛久市の扶助費が増加となった傾向及び「夢を紡ぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」を柱に打ち出している国の政策を考えれば、いまだこれからも増加することを危惧しております。

牛久市におきましても、扶助費につきましては政策的に増加させているもの、また、高齢化等により増加がやむを得ないものと大別することができます。前者に対しては、「希望の持てるまちづくり」の観点からも、決して後退することなく、さらなる前進をさせていかなければなりません。また、後者に対しては、どこに問題があるのか、全ての人が安心して生活するためには何が必要なのかを、検証をしっかりと行い、医療費等の抑制につながる新たな、かつ効果的な施策を展開していく必要があるものと考えております。

また、投資的経費につきましては、平成27年度より新たに清掃工場の延命化工事に着手したことなどの増要因がある一方で、駅東口広場整備工事等が減額になったこと等に伴い、総額では30億9,000万円となり、前年度31億8,000万円から9,000万円の減額となっております。

投資事業につきましては、これまでも市全体で優先順位を設け、限られた財源の中で対応して整備してきたわけですが、この考えにつきましては、今後も変更はございません。

将来につながるまちづくりのための投資、及び現在の生活を維持するために必要な投資、双方のバランスも考えながら、事業に優先順位をつけ、取り組んでまいります。

また、ひたち野うしく地区への中学校建設等の大型事業を初め、今後、数年間は投資的事業の増額が見込まれますが、これについては、建設コストを抑えるための検討はもちろん、未利用財産の売却を初めとした、新たな財源の確保等も行いながら、事業に取り組んでまいります。以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 次は、人件費・物件費の26年度との比較、変化についてであります。

27年度の人件費・物件費は、ともに歳出に占める割合は減少しておりますけれども、総額としてはふえている状況にあります。

人件費の抑制は、経常収支比率の改善に大きくつながることから、前市長は意図的かどうかは不明ながら、正職員の大量退職と不補充により、結果として抑制に功を奏しました。しかし、

職員の非常勤化が進み、市政執行の責任ある継続に警鐘を鳴らす結果となっています。適正な職員配置とはどうあるべきか、今後の基本的な考え方について伺います。

また、物件費は年々増加の一途をたどっております。必要以上の土地を購入した結果、草刈りにかかる委託費などもかなり増加しているのではないかとという市民の方の声もありますが、こうした要因はどこにあるのかを伺います。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） それでは、私のほうから人件費、それと物件費の増額の要因についてお答えいたします。

人件費につきましては、41億1,000万円の決算額となり、前年度40億9,000万円から2,000万円の増額となっております。一般職給与につきましては、給料が5,000万円の減額となる一方で、人事院勧告等に伴い地域手当等が5,000万円増加、時間外手当が1,000万円増加により、総額では1,000万円の増となっております。このほか、非常勤職員報酬においては、国勢調査の実施に伴い、調査員報酬等で3,000万円の増額となっております。

次に、物件費につきましては、44億6,000万円の決算額となっております。前年度43億5,000万円から1億1,000万円の増額となりました。これはマイナンバーへの対応等も含めましたシステムコンピューター関連の管理整備費で4,000万円の増加となったほか、学校給食の実施及び給食施設の維持管理費で3,000万円の増額となっております。

○議長（市川圭一君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 私のほうからは、適切な職員配置の今後についてお答えいたします。

今後の職員配置につきましては、常勤職員と非常勤職員の役割について整理し、現状に合った適正な職員配置、職員数を見きわめ、段階的に常勤職員をふやしてまいります。以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 次に、不用額の特徴について伺います。

歳出の予算減額に対する不用額は、9億8,000万円というふうになっております。歳出における不用額については、これを否定するつもりはございません。むしろ、市長が交代したような年度であれば、市政運営上見直しを図ることも生じてくると思われまます。また、それは当然市長として実行しなければならないとも思っております。

また、さらに、中には執行段階での経費縮減に成功した場合もあると思います。そこで、27年度の不用額にはどのような特徴があるのかを伺います。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 不用額につきましては、平成27年度は御指摘のとおり9億8,000万円、平成26年度は8億5,000万円、平成25年度は8億6,000万円となっております。

それぞれの年度において、各職員が執行段階において知恵を出し合いながら、経費や手法の見直しを行っていることによる結果であるものや、扶助費のように最後まで金額確定することができない経費であることから、不用額として処理されるものがございます。

特に扶助費につきましては、決算額自体が増加しており、これに伴いまして不用額も増加している現状でございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 27年度決算についていろいろ伺いました。全体として適切な執行に向けて執行部が努力しておられる意図は酌み取れました。何度も申し上げますけれども、委員ですので、細かな事業等に関するものについては決算特別委員会のほうで取り上げたいというふうに思っております。

それでは、次に、2番目の質問のほうに移ります。

2番目は、牛久市教育基本計画の策定についてであります。

この問題については、昨日、同僚議員からも質問がございました。私も同様に、国の第2期教育振興計画を踏まえつつ、教育計画を策定していくべきと考え、質問する次第であります。なお、最初にお断りしておきますけれども、私は、あえて「教育振興計画」というふうには呼ばず、学校教育の重要性も鑑み、「教育基本計画」と呼ばせていただきたいと思っております。

これまで、牛久市は、トップダウンによる目新しい事業への安易な着手と、その後の市政運営に大きな財政負担を強いるような事業計画が横行しておりました。そうした市政運営は、経常経費を押し上げ、今も大きなツケを残す結果となっております。それは、教育委員会も例外ではなかったというふうに思っております。

そこで、何を優先し、どこを見直していくのか、縦割りで進められている学校教育、生涯学習、生涯スポーツ、文化・芸術と、それぞれが各種の施策を尊重しつつ、ハード、ソフト両面にわたって計画的に取りまとめていかなければならないというふうにも思っております。そのため、まず初めに、この計画を立てるに当たって踏まえておかなければならない、国が閣議決定した第2期教育振興基本計画が示す教育行政について、その特徴と地方自治体に求めるものとは何かを伺います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 国は平成25年6月に平成25年度から5年間を計画期間とする第2期教育振興基本計画を閣議決定しました。この教育振興基本計画は、教育基本法に基づき国

が策定する教育に関する総合計画です。この計画の中で国は、教育行政の4つの基本的方向性として、1. 社会を生き抜く力の養成、2. 未来への飛躍を実現する人材の養成、3. 学びのセーフティネットの構築、4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成を示しています。

1の社会を生き抜く力の養成のための取り組みとして、ICTを活用した教育や道徳教育、いじめ問題等への取り組みの徹底、2の未来への飛躍を実現する人材の養成のための取り組みの例として、小学校での英語教育の検討や高校の早期卒業制度の検討、3. 学びのセーフティネットの構築のための取り組みの例として、幼児教育の無償化への取り組みの推進や所得に応じ返済を決める奨学金制度、学校の耐震化や非構造部材対策、老朽化対策など、そして4番目、絆づくり活力あるコミュニティの形成のための取り組みの例として、コミュニティスクールの普及や家庭教育支援対策の強化などが示されています。

なお、国では、既に30年度以降を計画期間とする第3次教育振興基本計画策定のための議論を中央教育審議会教育振興基本計画部会において本年度当初から始めたところです。

また、市の教育振興基本計画に関しましては、教育基本法第17条2項により、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ教育の振興のための施策に対する基本計画を定める努力義務が課せられております。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今、御答弁いただいた中にもありましたけれども、現在国では第3次教育振興基本計画の策定に向け議論が始まっているということでございます。これまで教育分野における総合的な計画を立てることを近隣市では取り組んできたにもかかわらず、牛久市では行ってこなかったわけですが、これは計画的市政運営を好まなかった前市長の意向によるものなのかなと思慮するところであります。

そこで、今現在、牛久市で教育分野における計画ということでは、教育分野における総合的な見地に立ったものとして、第3次総合計画における教育文化施策ということになるというふうに思いますが、この点について伺います。

牛久市では、第3次総合計画の2章に、教育文化に関する施策が示されております。また、学校教育に関しては、年度当初にその方針が示され、ほかに文化・芸術基本計画やスポーツ振興基本計画、牛久市スポーツ施設整備基本計画など、個別計画もされております。

つい先日、2016年から10年を見通した牛久市文化芸術基本計画が策定されました。これらは、それぞれ教育行政の縦割りの計画ということになります。そこで、第3次総合計画や、各種計画でうたわれているものについて、現在牛久市の教育行政の状況についてお示しをいただきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） それでは、牛久市の教育行政の状況についてお答えをさせていただきます。

ただいま議員の御質問の中にもありましたように、牛久市第3次総合計画基本計画の第2章「豊かな心と文化を育むまち」では、第1節から第7節まで教育文化施策を掲げておるところでございます。

このうち第1節から第3節につきましては、学校教育に関する分野についての方向性を示したもので、第4節から第6節までにつきましては、主に社会教育分野、そして第7節につきましては、家庭教育についての方向性を示したものでございます。

学校教育における実施状況として一例を挙げさせていただきますと、市内小中学校で行われている学び合いの教育により、学力の向上、落ちつきのある学校生活を送る児童生徒の増加、不登校児童の減少などの成果があらわれてきております。また、牛久市においては、特に幼保小連携の取り組みを早くから進めてきた経緯がございます。このことにより小1ギャップの解消や早い時期から支援が必要な児童を把握し、適切な対応がとれている現状がございます。

さらに、小中一貫教育や地域総がかりで子供たちを育てるコミュニティスクールの立ち上げ、小規模特認校、放課後や土曜日のかっぱ塾の取り組みなどを始めているところでございます。

また、社会教育等の分野につきましては、ただいま議員からもありましたように、文化芸術振興基本計画をこのたび作成をし、これに基づき施策の展開を図ってまいるところでございます。この一例を挙げれば、多くの市民が参画し、市民みずからが企画運営をしております市民文化祭の開催や市内の全ての生涯学習センターで実施されている生涯学習講座の開催などにより、市民の生涯学習意欲を高め、特に高齢期の生きがいがづくりに大きく寄与しているものと考えております。

また、スポーツの分野につきましては、スポーツ振興基本計画を策定し、これに基づき施策の展開を図っております。一例といたしまして、牛久シティマラソンの開催や学校体育施設の開放などが挙げられ、多くの市民がさまざまなスポーツサークルに所属し、スポーツ振興に寄与しているところでございます。

家庭教育の分野での現況といたしましては、家庭教育学級の開催や幼稚園・保育園など幼児施設や学校などを通じた家庭教育力の向上に向けた連携や支援が挙げられます。これらの取り組みが家庭教育力の向上に役立っているものと考えております。

第三次総合計画も施行から5年が経過し、現在と策定当時の状況にも少なからず変化が生じていることから、事業の実施に当たりましては、総合計画の方向性を逸脱しない範囲で個別に策定をしております文化芸術、スポーツの基本計画や学校教育分野においては、学校教育指導方針に基づき教育行政を進めているところでございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 第3次総合計画と、それから個別計画、それぞれにしんしゃくしながらこうした教育分野における計画を立てているということですが、それを踏まえて次の問題に進みたいと思います。

それは、これらの中から生まれてくる教育行政の課題、そしてそれを財政的にはどういうふう考えているのかという財政見通しという考え方の中で質問してまいりたいというふうに思っております。

教育行政の中では、中学校の新設や武道場建設だけではなく、小中学校施設の整備や生涯学習センター、図書館などの施設も長寿命化を図っていくためにやらなければならないということが山積していると思います。こういった施設整備も計画的に進めていかなければならないことは、所管庁である教育委員会が一番懸念されていることと思っております。

各種施設の長寿命化計画は既に進められているところでありますが、こうした点を踏まえ、新たな課題をも解決していくための覚悟が求められていると思っております。教育委員会としての御見解をお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 当市の教育行政における課題といたしましては、ただいま議員からもございましたように、ひたち野うしく地区への中学校の建設、2019年度に開催を控えた茨城ゆめ国体に向けた準備などがありますが、そのほかにも教育委員会が所管する施設といたしまして、小中学校等の学校施設や生涯学習センターなど、各教育施設の老朽化対策が挙げられるところでございます。

学校施設につきましては、当市においてはかねてより地震補強対策を優先して行ってまいりましたもので、耐震化率につきましては現時点で98.5%、来年度建てかえを予定しております牛久一中の体育館を残して全ての耐震化工事が完了しており、そのほかにも体育館のバスケットゴールやつり天井などの非構造部材対策も全て完了しております。

一方で、御指摘のように、老朽化対策につきましては、今後大規模改修・施設更新について、校舎、体育館、武道場、そして小学校のプール等に未着手のところはまだ数多く残っている状況でございます。学校施設の改修につきましては、基本的に補助事業の対象になるものは必ず補助事業を活用し、適正な範囲で起債制度を活用しながら整備をしてまいりたいと考えておりますが、現時点で具体的にどのくらいの一般財源の用意が必要かという点につきましては、今後、財政当局と事業の実施年次を含め協議をし、定めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 最後に、これまで質問をしましてまいりました内容を踏まえて、今後の教育行政を見通した教育基本計画策定の必要性について伺います。

昨日の同僚議員の質問でもございましたように、執行部としては着実に考えておられるということで、理解をしておりますけれども、これまでの市政運営で行われていたような強烈なリーダーシップにのっとったトップダウンによる事業執行が進められていては事業の執行にスピーディーさは与えますけれども、暴走すると広く公共の福祉に寄与しているものなのかどうかということを見失ってしまうのではないかと危惧するところでありました。

こうしたものを防止するというか、計画的にやっていくには、行政が大きな見地から総合的に計画を立てるということが重要になってくるというふうに思い、教育基本計画の策定は教育の質の問題もございましてけれども、そうした施設整備も含めた広い意味での計画策定につながっていくというふうに思っております。そうしたことでこの基本計画策定はしっかりと市民生活に根差して進めていく必要があるというふうに思っておりますけれども、この点について見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 教育分野における各施策の基本的な方向性を示すとともに、今後間もなく工事の着工に取りかかるひたち野うしく地区の中学校建設という大型の事業を控え、教育委員会におけるさまざまな課題をきちんと無理なく計画的に解決し、市全体の計画の中で健全財政を維持しながら行っていくことを市民の皆様にお示しし、御理解をいただくことが必要と考えます。

このため、教育分野における総合計画であります牛久市教育振興基本計画について、なるべく早い時期での策定に向けて努力してまいります。

なお、基本計画策定に当たっては、現在、市長と教育委員で構成する総合教育会議において議論を重ねております、市長が定める教育の大綱の内容も踏まえながら、行ってまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今回のこの問題についても、私は国の教育振興基本計画の中で検討事項に入っている内容については言及をいたしませんでした。また、現在進められている第3期計画は2030年以降の社会の変化を見据えた教育の目指すべき姿や、それを踏まえた教育政策に関する基本的な方針、5年間の教育政策の目指すべき方向性にも今回の質問では触れませんでした。こういう点は今答弁の中にもございましたように、市が策定することが義務づけられている教育大綱の議論のほうがおもしろいというふうにも思っておりました。こうした面を十分に考慮して、今後、牛久市としては実情に即した教育基本計画や教育大綱を策定するよう

に御留意をいただきたいというふうをお願いいたします。

それでは、最後の質問になります。

公的不動産のPRE戦略と土地開発基金についてであります。

まずは、公的不動産におけるPRE（Public Real Estate）戦略について、その必要性についての質問でございます。

牛久市の財政状況は、27年度決算では経常収支比率は1.4ポイント下がったものの、相変わらず90%を超え、財政の硬直化は改善されておられません。一方、何度も申し上げておりますが、ひたち野地区の中学校新設を進めるに当たっては、財源の確保が重要であることは十分ご認識のものと思っております。その財源確保に当たって、市が保有する不動産についても財務改善の視点から有効活用が求められています。

ところで、国土交通省は、公的不動産の合理的な所有・利用に関する研究会、通称PRE研究会を設置し、実践のための手引書を作成するなど、PRE戦略の実践を提唱しています。PRE戦略とは、公的不動産について公共・公益的な目的を踏まえつつ、経済の活性化及び財政健全化を念頭に、適切で効率的な管理・運営を推進していこうとするものであります。保有する公的不動産について、財政規模や収支見通し、利用実態に応じて保有・運用方法を合理化することで、行政サービスの効率化を図ろうとすることを目的としているものであります。

限りある資産、財源のもとで、目指すべき行政運営を実現させるためには、適切で効率的な事業のマネジメントと同様、不動産の管理・運営も適切で効率的な体制を確立させることが重要というわけであり、具体的には、これまで各部署が縦割りで保有していた不動産を部門横断的に一括して対象とし、おのおのの有効利用度や、ライフサイクルコストを評価し、継続所有か、処分か、再投資かなどを決定し、資産価値の最大化を図り、財務改善と行政サービスの効率性向上を目指すものと言えます。

こうした国土交通省の提唱しているPRE戦略は、地域経済の活性化につなげようとしているものでもあり、真剣に検討していくべき時期と考えますが、市としての見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） PRE戦略の必要性についての御質問でございますが、牛久市では今年度、公共施設総合管理計画を策定すべく、現在、全公共施設の調書を作成するなどの作業を全庁的に進めております。この計画は、総務省の通達により各自自治体が策定しているもので、地方公共団体が所有する全ての公共施設を対象に、財政負担の軽減・平準化を目的として、公共施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施するものでございます。

議員御質問のPRE戦略は、国土交通省が提唱しておりますが、現在作業中の公共施設総合管理計画においても、公的不動産の利活用に資することが期待されております。

既に当市におきましては、公共施設の有効活用について、未利用地や跨線橋下のスペースを月決め有料駐車場として貸し出したり、牛久小・奥野小・向台小の校舎の一部を保育園として利用、また、牛久クリーンセンターや下水道、橋梁などで長寿命化工事を始めており、さらに直近ではございますが、運動公園内の野球場の外野フェンスに優良企業広告を導入したり、さまざまな知恵を絞り進めているところでございます。

牛久市では、今年度策定する公共施設総合管理計画をもとにして、公共施設のさらなる有効活用を図っていきたいと考えておりますが、県内などの先進事例や動向を参考にしながら、PRE戦略につきましても調査研究を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今、市としては公共施設の総合管理計画を策定ということ。その中で一歩踏み込んだ民活も含めた戦略というものを活用していくということが重要ではないかというふうに思っております。ですが、これのためには、やはり全庁的な横串を通すような考え方をしていなければ、各担当課が、各担当部局が保有している資産が全てそうした対象になるという考え方を持たなければいけないということで、重要になってくるというふうに思っておりますので、次の質問としての、実践のための枠組み、体制整備について伺ってまいりたいと思っております。

国交省は、PRE戦略の手引書において、実践するために必要な条件として5点を挙げています。それは、組織形態とマネジメント体制、2. 不動産情報の集約・共有化、ICT化、3. 財政状況の把握、4. 利活用等に関するノウハウ、5. 人材育成と民間活用、以上ということです。地方公共団体としては、PRE戦略を一般論としては理解しても、実際に各部署でデータの整備や分析など、事務負担を伴うものを実行していくことに対しては、なかなか難しいのではないかというふうに考えます。また、不動産分野の専門的知識を持った人材の育成も重要と考えております。

そこで、先進事例などを参考に、実践のための枠組み、体制整備も必要と考えておりますけれども、市の御見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） PRE戦略実践のための枠組み・体制整備についてでございますが、先の質問でもお答えしましたように、当市では全国初の小学校での空き教室を利用した保育園開設など、公共施設の利活用については、現在の体制の中でも既に行っております。改めて組織の枠組み・体制を再構築することは、現時点では考えておりませんが、今後PRE戦略の調査研究をしていく中で参考となるものを取り入れていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 国交省の示しているPRE戦略を進めるための手引書には、こうした取り組みを実際に行っている事例が紹介されております。それによりますと、調査の段階でこうした同じようなことが神奈川県藤沢市の公共施設マネジメント白書の中でも語られ、牛久市の取り組みのようなことで、それを一歩進めるような形で取り組みがされているとか、それから、計画の中では川崎市などにはあるように、資産のマネジメントプランを策定して、それを計画でどんどん仕立てて、民活、民間の活力をいただきながら、より付加価値のある資産として市民の方に福祉のサービスにつながるというようなことを行い、実際の部門としてもどういうふうに公益用地を売却しているとか、職員の宿舍用地の売却というようなことで、いろんな事例が紹介されているわけですが、以前に一般質問の中で、同僚議員が市営住宅の活用というようなことで、老朽化している猪子住宅のもっと市民の方にも住み心地よく、そしてなおかつそれを余り大きな財政経費をかけない形で実行していくことができないかというような問いかけがなされていたというふうに思いますが、公共施設不動産の活用と同時に、そうした新たな手法というのを取り入れていくことが必要だというふうに思います。

そして、このPRE戦略の中には、PFIの手法を進めた取り組みというのをしているところもございます。こうしたことを踏まえて、公共施設の管理、プラスそれをより利活用、利便性を増しながら財産収入にもつなげていくというような方向性を示していくことが必要だというふうに思います。その際、国交省などでも言っているようなことは、民間の人たちの力をかりるというようなことで言われております。牛久市では空き家条例の整備に当たっては、市内のそうした不動産の力も借りながらやっていくというようなことでうたわれておりますので、こうしたことは今後の課題というふうになっておりますが、こうした民間の活力をいかに牛久市の行財政改革の中にも入れていくかということに関して、もし市長のほうで、これは申し上げておりませんでしたので結構でございます。もし、市長のほうでそうした考えについておありになれば、一言お願いをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 土地の有用活用といいまして、いろいろ買ってございます。それで、数年来たった土地については、これはもう計画なかったと私は思っております。ですから、そういうのについては、もう早く処分して、市で持っている固定資産税上がりませんし、そしてまた、管理費もかかりますので、早い時期に処分したほうがいいんじゃないかと私は思っています。

それで、あるものに対しては補助金で買ったものがございます。それで、補助金で買ったものであっても、これは使いようがない、それで補助金返しても有効に使っていただくことをして

いただければ、私は簿価を割っても仕方ないなど。売れるとき売れるというか、買ってくれる人がいることが一番土地、私はこう見ても、土地これから2倍、3倍になるようなことは絶対ございませんし、牛久は非常に微増に上がっているというデータもあるようですが、こういう状況ではないということで、その分をいかに今の市政に反映できるか、これが一番の、私は課題ではないかなと思っておりますので、そういう土地の活用についても、皆さんでそういうことでいち早く、今必要なもの、例えば猪子住宅ございます、先ほどもありましたけど、猪子住宅の建てかえにしても、だったらその財源どうするか、だったら住宅地を集約することによっての余った土地、例えば前山住宅とかそういうのあります、その部分を買ったもので、その住宅に充てたらどうかということで、なるべく一般財源に響かない、なるべくその資産をうまくしていきたいという、私は常々思っているところです。以上です。

○議長（市川圭一君） 一般質問の途中ですが、ここで本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

日程第一、一般質問を継続いたします。須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今、市長も前向きに取り組んでいらっしゃるというような御見解を伺いました。私は今回PRE戦略という言葉で質問をいたしましたけれども、これは牛久市中で先ほども御答弁の中にありましたように、既にそういう名前ではないけれどもやっているというふうにも私も理解しております。ただ、こうした名前をつけることによって、より一層加速度的に進めていける材料があるのではないかというようなことで、御念頭に入れていただきたいというふうに思っております。

次に、土地開発基金における適切なマネジメントということで質問をさせていただきます。

土地開発基金が所有する土地建物は、基金が管理するものであり、市の財産になってはいないことから、別途に考える必要があり、この質問をする次第であります。ただ、言わんとする内容は、市の普通財産に対するものと同様の趣旨ということになります。土地開発基金は、前議会で一部改正が行われ、基金の処分にかかわる条項が加わりました。これは基金を適正規模に縮減することにつながり、基金の内容を精査するという視点を新たに導入したことと評価したいと思っております。

本来、計画的な市政運営をしているのであれば、活用されにくい土地を所有していること自体があり得ないというふうに考えます。一団の土地を所有せざるを得ないという場合も生じることはあるということも理解しておりますが、前市長時代には降って湧いたような計画が浮上し、土地・建物が基金で購入されたという事態も引き起こしていることから、特に基金の所有する不動産に対しても、適切なマネジメントが実践されるべきと考えております。

現在、基金が保有する土地・建物と各種計画との関係性などを点検中と聞いておりますが、

現状と今後の方向性を伺います。

○議長（市川圭一君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島敏君） 土地開発基金における適切なマネジメントについての御質問にお答えをいたします。

本年8月末現在、土地開発基金では、土地が140筆、16万7,744平米、金額にしますと7億1,400万円、建物は3棟655平米、金額にしますと1,300万円、また現金として5億1,500万円を保有してございます。

これらの土地開発基金の土地を含めた市有地で、土地利用計画のない土地につきましては、売却していくことで検討をしてございます。売却につきましては、原則市で購入希望者を公募し、入札により進めていく予定でございますが、不動産取引の専門家である茨城県宅地建物取引業協会牛久・竜ヶ崎支部との連携も検討しているところでございます。

市としましても、できるだけ早い時期に市有地を売却し、財源確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今回の質問は、牛久市がこれからの未来への投資のために進めていく事業に対して、その財源をどういうふうに担保していくのかという観点から、決算状況を点検してみればどうだったのか、また、それを進めていく、主に中心となって大型事業を進めていく教育委員会のあり方はどうだったのか、そして、今保有している財産である公的不動産、これは行政財産も含めてですけれども、どんなふうに利活用を進めていくのかということで、その中に財源が生まれてくるのではというような考え方から質問をさせていただいたということでございます。

各部局に当たっては、そういった方向性で既に事業執行に当たられているというふうには思いますが、市民の中にはいずれ子供たちの数も少なくなるんだから、学校は必要ないというようなお考えの方も多くいらっしゃる。そうした中で、どんなふうに牛久市としては計画的にこのことを進めていくのだという、その姿勢を示すということが大事だというふうに考えております。そうした努力を私たち議員は市政執行をする皆さんの状況をつぶさにチェック、改めてしながら、そして市民の皆様にはそうした姿勢をお伝えする中で、御理解をいただけるようなことで努力してまいりたいというふうに思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（市川圭一君） 以上で須藤京子君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。

御苦労さまでした。

午後4時56分延会